

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.108

2008/6/1



発行者の住所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29-12-305 TEL:03-3423-0185 FAX:03-3402-3218

郵便振替：00120-9-359506 eメール：iken30@mwb.biglobe.ne.jp

* 隔月刊/購読料・送料とも年2500円、一部400円、65歳以上および身障者の方は年2000円

文夫は東美を主席で卒業した。だれもがみとめる卓(すぐ)れた画才の持ち主だった。

絵は妻の文枝さんと後添えのお連れ合いが守り、今は文夫の遺児、56歳になる和利さんが守っている。

そして、和利さんの娘さんたちも戦争で死んだ若いおじいちゃんの絵が大好きだ。

おじいちゃんだって、だれかにみてもらいたくて絵を描いたんだ。その絵が、だれにもみてもらえずに納戸(なんど)の奥にひっそりとしてしまわれていることが哀しかった、

と美大出の若い娘さんが唖(まぶた)をふいた。

(窪島誠一郎「無言館 戦没画学生「祈りの絵」」講談社刊より)



市瀬文夫「黒衣の婦人」

(無言館所蔵)

作者の経歴は2ページ

市民の意見 108号 目次

●自衛隊派遣に違憲判決

市民が勝ち取ったイラク派兵違憲判決

川口 創 3

●おびやかされる表現の自由

おびやかされる表現の自由と昨今の5つの特徴
映画「靖国」への妨害策動とこの国の「抑圧装置」成澤宗男
立川反戦ピラ裁判最高裁不当判決
これからも表現の自由を押し広げます！

高田幸美 8

NHK番組改ざん

10

●日本の状況・アジアの状況

〈ベルマ〉軍事政権に物言うことをやめない人びと
脱走米兵は日本市民の敵か
よみがえる改憲の動き

熊澤 新 16
編集部
笠原 光 15

●運動の現場から

右翼の圧力に屈する教育行政

島野正通 20

●市民の意見30の会・東京と市民意見広告運動の活動

第7期意見広告運動 3紙に掲載 北原博子・桜井邦彦 22
3月の講演会から 堤 未果・奥平康弘 24
4・6 防衛省を人間の鎖で包囲！ 編集部 25
4月の読者懇談会から 深田 卓 26
「9条世界会議」に全国で3万人以上が参加！ 西田和子 27

●文化

詩「ひかりがいつぱい」堀内みちこ／作者プロフィール 2
表紙の絵の作者・市瀬文夫 鈴木一誌 2
連載エッセイ⑤「寛容のデザイン」 まつだたえこ 28
マンガ「ふしぎのくにのありか」⑬ 22
書評 戦争国家・アメリカの現実——貧困と軍事体制 道場親信 29
本野義雄 23

●その他

映画紹介「花はどこへいった」 事務局だより 31
▽インフォメーション 32
▽6月読者懇談会のお知らせ 6
▽読者のおたより 36
▽編集後記/会計報告・会計係より
カット 吉岡セイ ■題字 安西賢誠

☆6月の読者懇談会のご案内☆

講師：高田幸美さん(立川自衛隊監視テント村)「反戦ピラ配布で逮捕・有罪にされるなんて！」
日時：2008年6月11日(水)午後6時半 参加費500円/場所：たんぽぽ舎(JR水道橋駅5分 ダイナミックビル5F)
電話：03-3238-9035 地図ウェブ：<http://www/jcan.net/tanpoposya/info/map.htm>

ひかりがいつぱい

堀内みちこ

浴槽に

あふれるほどに溜められた水が
ゆれた

窓から

秋のひかりが入浴したのね

また

ゆれた

風も入浴したのだけわ

小さな浴室の

笑い声がきこえそうな混浴

写真に撮れば

きつと写るわ

ひかりや

風と

あなたの笑顔が

個人詩誌『空想カフェ』14号（2007年11月20日発行）より

◆作者プロフィール◆

ほりうち・みちこ

京都生まれの東京育ち。「九条の会」アピールに賛同する「詩人の輪」、日本ペンクラブ、日本詩人クラブ、日本現代詩人会などに所属。個人詩誌『空想カフェ』発行。詩集に『海辺のカフェで待って』（フォトシンボリー、1996年）、『黄金の矢を射る』（詩画書房、1999年）、『さみしがりの思い出小箱』（知加書房、2003年）、『小鳥さえ止まりに来ない』（思潮社、2006年）ほか。

《広い意味でとらえれば、すべての詩は反戦ですが、より良い詩を自由に書けるという環境が平和だと感じるので、好きに書いて行きたい》と語る。

▼ 表紙絵の作者 ▲



市瀬文夫

（いちのせ・ふみお）

1914（大正3）年9月10日、長野県飯田市の農家に生まれる。1934（昭和9）年4月東京美術学校油絵科に入学、1939（昭和14）年3月卒業。和歌山県粉河中学校に勤務したが、40（昭和15）年9月10日、松本連隊に入営。応召時に妻・文枝は懐妊していた。40年10月、中国へ向かい、その後ニューギニアへ転戦。1944（昭和19）年2月20日、ニューギニア、マダンにおいて戦死。享年29歳。

市民が勝ち取った（4・17）イラク派兵・名古屋高裁違憲判決

画期的な違憲判決を活かし、 海外派兵に歯止めをかけよう！

川口 創

1 イラク派兵・名古屋高裁違憲判決

2008年4月17日、名古屋高裁民事第3部は、「自衛隊が現在イラクで行っている武装米兵の輸送活動は憲法9条1項に反する」との違憲判決を下した。判決は5月2日、憲政史上初めて、憲法9条違反の判決として確定した。

憲法が施行されて60年あまりの間、政府は憲法9条の「拡大解釈」を進め、9条を骨抜きにしてきた。この間、裁判所が憲法9条違反との司法判断に踏み込んだのは、1959年の砂川事件地裁判決と1973年の長沼訴訟地裁判決の2件しかない。しかも、いずれも判決は上級審で覆されたため、平和憲法を戴く日本において、いまだ憲法9条違反の司法判断は確定したことがなかった。

2 イラクの深刻な実態

このような「司法の沈黙」を破って、名古屋高裁が違憲判決に踏み込んだのはなぜか。その理由の1つは、イラクの実態があま

りに深刻であるという点にある。政府は陸上自衛隊撤退後にはかたくなに情報を隠しているが、現在のイラクは混乱を増しており、「イラク攻撃開始後」から65万人以上の死者が出ているとの報告もある（英臨床医学誌『ランセット』）。米軍の「掃討作戦」は増加傾向にあり、多くの無辜（むこ）の市民が今なお殺され続けている。その「掃討作戦」が最も大規模に行なわれているのが首都バグダッドであり、そこに武装した米兵を航空自衛隊が送り込んでいる。多くの日本の市民が知らされないうちに、日本はすでに「武力行使」を行なっている。戦争をしている。名古屋高裁はこれを厳しく断罪したのである。

提訴当時から、特に弁護士からは「どうせ負けるのに、何をムキになっているのか」などと冷笑の対象となった。しかし、弁護士や原告は、裁判が進むにつれ、ますます真剣に裁判に臨むようになった。イラクの現状と自衛隊が「参戦」している深刻な事態が、私たちが本気にさせ続けた。それが名古屋高裁の3人の裁判官を「違憲判決」というところまで駆り立てたのだと思う。

3人の裁判官は誠実な裁判官ではあるが、しかし、決して特殊な裁判官ではない。その裁判官をして違憲判決を下さなければならぬほど、深刻な事態にイラクも、そして日本も置かれているのである。

日本ではほとんど知らされていないイラク戦争と自衛隊派兵の深刻な実態が、この判決では克明に認定されている。すでに日本は戦争をしている。裁判官はその真実を見抜き、しっかりと認定している。

裁判官は憲法の番人としての職責をまっとうし、違憲立法審査権（憲法81条）を行使した。この判決の持つ意味はあまりに重い。この重みを私たちは軽視すべきではあるまい。

3 2008年4月という時点で違憲判決が下された意味

この判決が、2008年4月という時点で下されたという時間軸も改めて押さえておきたい。日本では、有事法制が作られて以降、イラク特措法が出来、防衛庁が防衛



4月17日控訴審判決

省に昇格し、「米軍再編」も大規模に進められてきた。たとえば、2006年5月1日に最終報告された「再編実施のための日米のロードマップ」では、米陸軍第一軍団司令部と陸上自衛隊中央即応集団司令部のキャンプ座間への移駐が決定されている。これは、自衛隊が米軍とともに世界中で戦争をしていく体制作りを明確に意図している。さらに、政府はこの夏にも、海外派兵恒久法の法案をまとめ、秋の臨時国会で制定という流れを作っている。今ではアメリカ国内でもイラク戦争は間違っていたという認識が確実なものとなる中で、世界で日本だけが、イラク戦争と自衛隊派兵についての総括をまったくすることなく、さらに海外派兵を拡大しようとしている。まさに「逆流」状態である。

日本のこの異常な対米追従は深刻であり、ここでくさびを打たねば、歯止めなく米軍とともに、まさに恒久的に海外派兵をしていく国になってしまう。この危機感を裁判官と共有できたことが、違憲判決を導く大きな力となったと私たちは考えている。

この違憲判決を契機に、今一度、米軍再編や海外派兵恒久法など、米軍との「同盟」関係（日米同盟）についても根本的な問い直しを求められている。

4 平和的生存権の具体的権利性を認め

この判決は、自衛隊のイラク派兵の憲法違反を認めた点だけでなく、平和的生存権の具体的権利性まで肯定した点でも極めて画期的である。これまで裁判上では平和的生存権は「抽象的権利」とされ、裁判で訴えられるものではないとされてきた。そのため、湾岸戦争から続けられた海外派兵を違憲として闘ったこれまでの裁判でも、原告の訴えはずっと門前払いをされてきた。

しかし、2007年3月23日、イラク派兵第7次訴訟で名古屋地裁民事第7部がいわゆる「田近判決」において平和的生存権の具体的権利性を一般論として肯定した（この判決は地裁で確定している）。そして今回の名古屋高裁判決では、田近判決を引き継いで平和的生存権の具体的権利性を肯定し、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち

戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等」への「加担・協力の強制」も要件に含めるなど、侵害と認める要件を拡大した。この要件からすれば、今全国で進められている日米軍事再編で生じている基地被害などは「戦争の準備行為への加担強制」にあたり、平和的生存権侵害といえる可能性がある。さらに、今後政府が進めようとしているさらなる海外派兵についても、法廷で堂々と政府の行為の違憲性を争うことが可能となる。これが米軍再編と海外派兵への歯止めになることは間違いない。

5 政府関係者の「暴論」について

(1) 繰り返される判決軽視発言

4月17日にこの違憲判決が下された直後から、政府関係者から「傍論でしょ」（福田首相）、「判決文は」暇が出来たら読みますよ」（高村外相）、「そんなの関係ねえ」（田母神航空幕僚長）など、判決をことさら軽視しようとする発言が繰り返しなされている。

(2) 「憲法なんか関係ねえ」

これらの発言は判決の影響の大きさを逆に物語るものである。しかし、このような発言は、「憲法なんて関係ねえ」「裁判所なんて関係ねえ」といつているに等しく、憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負った者の発言として決して許されるものではない。

(3) 「傍論」ではなく「本論」である

また、この判決を「傍論」とする点は正しくない。この裁判で主張した国家賠償請求法では、①加害行為の違法性と②利益侵害の2点が要件となる。判決で違憲性を認定したのは、①の加害行為の違法性の認定として行なったわけだから、まさに本件の本論であり、核心部分なのである。「当裁判所の判断」の冒頭から「当該派遣の違憲性」を正面に据えて検討しており、補足的に違憲性を判断したわけでもない。この点で、「傍論だ」との政府の反論は（判決文を讀んでいないようなので当然だが）的外れの「暴論」である。

(4) 「寸止め」、「執行猶予」判決

国賠法の①②の要件双方についての原告の主張が認められてはじめて原告の勝訴、国の敗訴となる。この判決では、①の加害行為の違法性では、違法ばかりか違憲とまで認められたのだから、①では国の完敗である。

他方で、②の利益侵害の点では、判決は平和的生存権の具体的権利性を一般論として肯定しつつ、かろうじて「未だ」原告側に利益侵害はないとした。②で原告はぎりぎりのところで負けたのである。国は主文でかろうじて勝たせてもらっただけなのだ。判決の論理では、ひと思いに国を完敗させ

ることもできたのに、ぎりぎり国の息の根を止めなかった。まさに「寸止め」判決である。

これは、裁判所が国に対して、違憲のイラク派兵を反省し、自ら撤退させる機会を与えた、ということを意味する。その意味では国の顔を立てた「執行猶予判決」とも言える。国は裁判所の意図を汲み、違憲の政策を真摯に見直し、早期に自衛隊を撤退させるべきである。

6 判決の効力について

(1) 2点に分けて考える

ここで、判決の効力について説明したい。判決の効力を考える上では、政治部門（行政、立法）に対する効力と、司法部門（他

の全国の裁判所）への効力を分けて考えることが必要である。

(2) 政治部門への直接の強制力

まず、政治部門への効力については、仮に「派兵差し止め」を最高裁までが認め、判決として確定したとしても、国に対する強制力はない。「慰謝料請求」の点は強制執行可能だが、現行法上「派兵差し止め」は強制執行できない。

そのため、今回名古屋高裁で仮に主文で差し止めが認められても（上告されるので確定しないが）、現行法上はイラクからの撤退をさせる強制的な力はないのである。

(3) 三権分立による影響力

しかし、日本は三権分立を柱としており、憲法解釈の最終判断権限は裁判所に与えられている。そのため、裁判所の司法判断は、主文であろうと、理由中の判断であろうと、国政上最大限尊重されねばならない。たとえば刑法の尊属殺人の規定を違憲とした判決を受けて、国会で法律を改正したこともある。政治部門にはこの違憲判決を最大限尊重すべき義務があるのである。

(4) 司法部への影響力と政治への影響力

次に、司法部門への効力については、裁判所では判決の結論の主文よりも、結論を導く過程の「理由中の判断」が重視される。



4月17日判決を喜ぶ原告たち



4月27日訴訟の会集会

高裁の「理由中の判断」は特に重く、全国の地裁が、高裁がある論点で用いた「理由中の判断」に「追随」していくことはよくあることである。今回の名古屋高裁判決で言えば、憲法9条違反を導いた基準と、平和的生存権の基準の2点が重要になる。他の全国の地方裁判所が今後同種の事件を判断するとき、この基準を用いる可能性が十分ある。これは今後海外派兵を拡大しようとしている国にとっては大きな脅威となる。今回の判決で、平和的生存権の基準が明確になったことから、次の「派兵」のときには、今回よりも遙かに多くの市民から「差し止め訴訟」が起こされる可能性がある。しかし、違憲判決の基準も明確になったことから、違憲判決を下す地裁が他にも出てくる可能性がある。これが国に違憲の海外派兵を繰り返させない大きな歯止めになることは間違いない。

以上述べたように、違憲判決は政治部門に対して持つ「一発の破壊力」はそれほど強くはない。しかし、この判決は国にはジャブのように効いてくる。それが相手の足を止めることになる。この判決は国の海外派兵拡大政策を食い止める大きな潜在的な力を持っていることを確認しておきたい。

7 普通の市民が憲法9条の力を発揮させた

3人の素晴らしい裁判官がこの判決を書いて下さったことは事実である。私も裁判官に対して深く深く感謝している。しかし、判決は「与えられた」ものではない。多くの原告と弁護士、支援者、平和を願う多くの市民が4年以上にわたる粘り強い闘いによって勝ち取った成果に他ならない。この4年間、法廷で弁護士は約90もの主張書面を提出し、多くの証拠を裁判所に示し、裁判所を説得し尽くしてきた。私も含む数名はイラクの隣国ヨルダンまで足を運び、イラクの実情の調査も行なってきた。また、原告は法廷の内外でイラクの実態を知るための機会を作り続けてきた。この判決は、私たち市民が憲法9条を使い、裁判所を通して憲法9条の力を発揮させた成果に他ならない。

「お上」が与えてくれたのではなく、無力な普通の市民の力で9条の力を発揮させたことに、まず確信を持ちたい。そして、

私たち主権者が憲法を実際に使うところこそが、憲法を市民のものにし、これ以上の政府の暴走を食い止めることにつながるというところに確信を持ちたいと思う。

この違憲判決を活かさずか殺すかは、私たちの「不断の努力」（憲法12条）にかかっている。「良い判決が出て良かった」で終えてはもったいない。この「名古屋高裁4・17違憲判決」を力に、憲法を使い、活かす闘いを広げていきたい。

（かわぐち・はじめ、自衛隊イラク派兵差止訴訟 弁護士事務局長）*写真提供 山本みはぎ

◎6月の読者懇談会のお知らせ◎

日時：6月11日（水）午後6時半から

場所：たんぼ舎（東京・JR水道橋駅 徒歩5分）ダイナミックビル5F

TEL：03-3238-9035

参加費：500円

テーマ：立川反戦ビラ配布逮捕と最高裁の

不当判決をめぐって「反戦ビラ配

布で逮捕・有罪にされるなんて！」

講師：高田幸美さん（立川自衛隊監視テ

ント村）

本誌登場の「さつちゃん」が、テント村の普段の活動、逮捕、拘留、裁判などをライブに語ってくれます。もの凄く元気な人。その元気を分けてもらいましょう。みなさんのご参加をお待ちします。

おびやかされる 表現の自由と昨 今の5つの特徴

メディアやジャーナリズム、そして表現に
対し、憂慮すべき事態が続いている。昨今の
圧力には5つの特徴があると思われる。

■別件喚起による世論操作

72年の沖繩返還にあたって日米間で負担金の
密約が交わされていたことを当時毎日新聞で報
じた西山太吉記者は、機密文書を外務省事務官
の女性から入手した取材方法について罪を問わ
れ、逮捕・起訴された。西山元記者は、密約があっ
たという新証拠をもとに損害賠償の訴訟を起こ
し、今年2月に東京高裁で控訴審判決が下され
たが、密約には全く触れず棄却された。この発
端となった「外務省機密漏洩事件」は、日本の
国家犯罪から目をそらすための「別件喚起の世
論操作」だったと言える。

3月に岩波書店と大江健三郎側が勝訴した
『沖繩ノート』裁判は、原告である戦時中の隊
長らが、沖繩戦で指揮官が住民を「自決」に
追い込んだとの記述は名誉毀損として告訴し
たものだが、それは歴史修正主義者たちが著
者や出版社の時間と精神を消耗させる効果を
ねらうとともに、裁判を通じ「集団自決はな
かった」とキャンペーンを張るための、「ため
にする裁判」であった。このように、本質と
は異なる件が持ち出されて世論がつくられる
ケースが、第1の特徴である。

■戦略的に「公共性」を盾にとる

このところ目立つのが、「お客への迷惑の
おそれ」「住民の生活環境を害する」など、公
共圏における市民の快適さや安全を楯にとつ
ての言説である。2月の日教組教研集会の
プリンスホテル会場提供中止、4月に最高裁
によって有罪判決となった立川反戦ビラ配布、
1月のつくばみらい市の平川和子DV講演会
中止、そして3月からのドキュメンタリー映
画『靖国 YASUKUNI』の相次ぐ上映
中止などは、いずれも「周囲の迷惑を懸念」「来
る人への危害のおそれ」などの「公共性」や
「安全性」などを隠れ蓑に、断ったり禁止し
たりする口実を戦略的に用いているところに特
徴がある。

「税金、公的助成金の無駄遣い」という構造
改革言説を大義名分にして、メディアや表現
に介入・弾圧したり、男女共同参画センター
を取りつぶそうとする傾向もみられる。

■空気の読み過ぎⅡ KYS

01年にNHKが放送したドキュメンタリー
「問われる戦時性暴力」は、前年の女性国際
戦犯法廷を取材するものとして制作された
が、昭和天皇の有罪を下す判決をはじめとし
て、その内容が一方的に改竄された無惨なも
のであった。この6月に最高裁の判断が出る
が、裁判や内部告発では、NHKの上層部や
現場責任者が政治家の圧力を感じて番組を変
えてゆくさまが明らかになった。

05年に国分寺市は都の委託で上野千鶴子の
講演会を予定していたが、都教委が使用を禁止
している「ジェンダーフリー」ということばを
使うかもしれないということから中止となった。
フェミニズムは、天皇、「慰安婦」と並んで今や

3大タブーであり、制作者側や主催者側が過度
に自粛するようになってきている。

「靖国」上映中止、日教組会場提供拒否、つ
くばみらい市の講演中止なども、「空気の読み
過ぎ」による自己規制である。

■間接・直接の暴力行使・介入

NHK番組は政治家がNHK幹部に「注意」し、
「靖国」は政治家が異例の上映会をさせるなど、
国家による間接的な暴力行使・介入が目立つ。
一方、3月に免訴とされて再審の無罪判断を
しなかった横浜事件は、1942年、治安維持
法により雑誌編集者たちが拷問を受け、メディア
に対し国家が直接暴力を振るった最大の事例
とされる。もとより朝日新聞支局銃撃事件など、
直接暴力の脅威は未だに強くあると言えよう。

■オーデイエンスのアクセス権剥奪

これらメディアや表現をめぐる昨今の状況
には、玄関や郵便受け、映画館、ホール、ホ
テル会場、流通や書店といった、オーデイエ
ンス（情報の受け手）が情報にアクセスする
最前線で、「ビッグブラザー」の影におびえて
いる点に大きな特徴がある。情報の入り口、
メディアの出口、出合いの場所、表現の場所、
集いの場所など、市民にとって表現との接点、
唯一開かれたチャンネルを奪うことによって、
表現者の権利が奪われ、人びとがその情報に接
することができない状態が作り出されている。
改憲のための国民投票をめぐる、メディア
が総動員される事態が近い。我われ市民が自前
のメディアおよび表現、知る権利を勝ち取ってゆ
くとともに、マスメディアに踊らされない冷徹な
メディアリテラシー（情報の読み解き能力）が
求められている。（編集部・諸橋泰樹）

映画『靖国』への妨害策動と、この国の「抑圧装置」

成澤 宗男

1 右派メディアと右翼の動きと自民党極右議員介入のパターン

昨年の安倍内閣の不様な瓦解と前後し、一時猖獗（しょうけつ）を極めた右派（あるいは親米保守）の総崩れとも言うべき状況が誰の目にも明らかになっている。「拉致事件」を契機とした排外主義的な北朝鮮朝鮮民主主義人民共和国への憎悪キャンペーン、「東京裁判史観からの脱却」と称した首相・閣僚の靖国神社公式参拝の唱道、「狭義の強制性」などと口にしながらの従軍慰安婦の存在否定——という、彼らの主要な策動のすべてが、2006年から07年にかけて次つぎに破綻したのは記憶に新しい。そしてその別バージョンが、今回再び繰り返された。言うまでもなく、自民党の稲田朋美衆院議員（極右・日本会議「国会議員懇談会」事務局次長・有村治子参院議員（神道政治連盟）両名を主要人物とする映画『靖国 YASUKUNI』への攻撃である。

最初に火をつけたのが例によって右派ゴロツキ雑誌の『週刊新潮』で、07年12月20日号に「反日映画靖国は『日本の助成金』七五〇万円で作られた」と題する記事を掲載した。ここから右派雑誌の挑発記事→右翼の蠢動→自民党極右議員の介入という、この国でパターン化されつつある悪しき抑圧装置が作動していく。

今年になって、最初に動いたのが稲田議員。2月12日に稲田議員事務所と同議員が会長を務める自民党若手の「伝統と創造の会」が文化庁にこの映画の視聴を要求。結局3月12日になって、都内で全国会議員を対象とした異例の試写会が開催されたが、出席した40人の議員は、「伝統と創造の会」や、靖国神社公式参拝を主張し安倍前首相を支持する自民党の「平和靖国議連」の所属者が大半だった。

さらに翌13日には、この2団体と文化庁及び『靖国』に芸術文化振興基金を支出した同庁所管の「日本芸術文化振興会」の職員との「意見交換会」（神社新報）3月24日号）が開かれ、「映画の内容や助成金が支出された経緯をめぐって激しい質疑応答が交わされた」（同）という。3月20日には都内で上映を予定していた映画館に対する右翼の街宣活動が始まり、3月末には4月12日から予定していた全国5館での上映が中止になった。

2 「表現の自由」と「知る権利」の主張で右派議員を圧倒

試写会については『朝日』が3月9日付の記事で、「事実上の検閲」という映画の配給・宣伝会社のコメントを紹介したのを意識してか、『週刊新潮』は3月20日号で稲田議員を登場させ、「七五〇万円という助成金がこの映画に投入されていることが妥当かどうかを検討するためです。税金が客観性を欠く反日映画につかわれているわけですから」との発言を掲載。また同号では、「伝統と創造の会」事務局長の赤池誠章衆院議員の「試写会は、『靖国』が客観的なドキュメンタリーになっているのかどうかを検証するのが趣旨」だという、「検閲」報道批判も語らせている。

こうした言い分は、かつて安倍前首相がNHKの「慰安婦」をめぐる国際戦犯法廷番組に介入した際、「公正にやってくれと言っただけ」などと開き直った経緯を想起させよう。だが、そもそも「ドキュメンタリーは表現行為であり、表現とは主観の表出」であって、「作為が存在しない表現はありえない」（『論座』6月号の齋藤貴男氏との対談における森達也氏の発言）のは自明のはずだ。自民党の議員が言う「客観的」でないという批判は、権力に気に入る内容ではないという「主観」の裏返しに過ぎない。しかも「反日」とは、誰がいかなる基準

でそのように決定するのか。稲田議員は後になって「この映画の上映の是非を問題にしたことは一度もない」（『神社新報』4月7日号）などと弁明らしきことを口にしてはいるが、冗談ではない。もし稲田議員らの言い分が通って支払い自体が間違っていたとなれば、それは公的に『靖国』が「反日」と断定されることを意味する。それが「上映」としてどれだけの社会的リスクが課せられる結果になるかを、彼らが一番良く知っていたはずだ。

だからこそ、予定されていた公開前に無理矢理試写会をやらせて「ある種のイデオロギー」という批判を加えたのは目に見えている。もしこんなことがまかり通ったら、「主観」的な「反日」というレッテル貼りであらゆる表現規制がまかり通る事態を生むだろう。

結局、5館の上映中止が社会的危機感を高め、4月になって日本新聞協会や日本民間放送連盟など多くの団体が「民主主義を支える表現の自由と国民の知る権利が侵害される」（日本弁護士連合会会長談話）といった声をあげた。それに勇気づけられるように全国21館で上映が再決定し、5月3日の都内の上映ではさしたるトラブルがなかった。結局右派議員らは映画に対する「反日」のレッテル貼りに失敗したのみならず、「表現の自由を守れ」という社会の声に圧倒され、自分たちもそれを「守る」側に立つと

声明せねばならないまでに追い込まれたのだ。

3 暴力や脅して拒否や自粛に追い込めるという事実が残った

だが、形はそうした右派議員の失態で終わった今回の結果でよしとする訳にはいかないだろう。今回トラブルがなかったのは、中国の胡錦濤国家主席が5月6日に来日するのを控え、中国抗議に発展しかねない右翼の上映妨害騒ぎを、この集団と一体の公安が徹底的に押さえ込んだからに過ぎない。（右翼から）何をされるか分からないから、対応の方法も分からない」（『北海道新聞』4月17日付）という理由で、映画館が一時的にはあれ上映中止に追い込まれたという事実は消えないのだ。

そしてこの点で、「利用者や周辺住民に迷惑がかかる」という理由で、日教組の教研集会のための使用を2月になって拒否したプリンスホテル新高輪のケースは通底している。無論、会場費の半額を受け取っておきながら開催3カ月前になって突然使用を拒否し、東京地裁の契約解除を無効とする仮処分後も同じ姿勢に終始したホテル側の非を責めるのは容易である。だが、それ以上に物理的暴力またはその脅しによって自分たちの意に添わせるといふ右翼の「成果」が、また記録されたという事実についても同様だからだ。

1998年には、南京大虐殺をテーマにした中国映画『南京1937』の上映中に、右翼がスクリーンをカッターで切り裂き、故・伊丹十三監督の映画『大病人』も93年、右翼によって同じような被害を受けている。新しくはこの1月、茨城県つくばみらい市で行なわれる予定だったDV（家庭内暴力）問題をめぐる講演会が、右翼の妨害によって中止となったが、この類の事件が起きるたびにそれを糾弾し、反撃するよりも、「右翼の怖さ」の例として単に記憶に刻み続けてきただけなのが日本の社会ではなかったのか。

この2月11日、都内で取り組まれた「反『紀元節』行動」の約100人ほどのデモは、その3倍の人数の公安に囲まれて写真を撮られ、さらに「殺せー」とわめく右翼の街宣車に執拗につけ回され、突入を企てられた。この光景は、公安に手綱を握られた右翼の新たな跳躍がエスカレートしている現状を象徴していただろう。失敗に終わった右派議員の『靖国』攻撃後も、このままだと言論・表現の自由に対する本当の試練が訪れると考えるのは、著者だけの杞憂だろうか。

（なるさわ・むねお、『週刊金曜日』企画委員）



「インタビュー」

立川市で反戦ビラを自衛隊官舎に配布して逮捕された

高田幸美さん（さっちゃん）

これからも表現の自由を押し広げます！

2004年1月と2月に東京・立川市の防衛庁(当時)官舎の新聞受けに自衛隊のイラク派遣に反対するビラを入れたとして、同年2月27日「立川自衛隊監視テント村」のメンバー3名が逮捕され、75日間にわたり拘留されました。一審で「ビラ配りは憲法で保障された政治的表現活動であり、住民の被害は小さく、刑事罰に値するほどの違法性はない」と無罪判決が出たものの、二審の東京高裁では「住民の不快感を考えれば被害は軽微ではない」として有罪(住居侵入罪)となり、本年4月11日、最高裁第二小法廷で上告審判決が出されました。結果は「表現の自由は無制限に保障されるわけではなく、他人の権利を害する手段は許されない」というもので、メンバー側の上告を棄却するひどいものでした。本誌では、そのうちの1人、元気な「さっちゃん」のインタビューをお届けします。

高田 出身は北海道で、函館のすぐそばの漁師町です。江別市にある美術の短大を卒業して、1年ぐらいバイトをしていたのですが、22、23歳のときに、ぶらっとヒッチハイクで旅をしていたんです。たまたま東京の友だちのところ立ち寄ったら、あれよあれよという間に友だちがたくさん

きてしまつて、このまま住んでしまおうと……。

「立川自衛隊監視テント村」とかかわつたのは、90年代の終わり頃ですね。「砂川秋まつり」というのがあつて、主催は砂川秋まつり実行委員会ですが、それにテント村が毎年参加しているのです。うちのバンドがそのまつりに出演を誘われました。私は絵を描くものですから、ポスターを描くのをやってもらえないだろうかと思われ、そんなふうな縁で、テント村の日常の活動もそのまま手伝うようになりました。

バンドは、多摩地域のライブハウスでやっていることが多いです。都内の方へ行くこともあります。秋まつりにかかわつたころ、私は多摩川の河原に住んでいました。河原にバンドの仲間のみんなと一緒にテントを張って住んでいました。

このテント村の事務所に移つたのは6年前です。となりに自分の個室もあるので十分暮らしていけます。普段は、介護ヘルパーの仕事をしています。

——自衛官にビラを渡す活動は？

高田 ビラをまくテント村の活動には2002年頃から参加していました。拘留は75日間でした。現行犯ではなくて令状が出ている逮捕でしたから、最初から起訴するつもりだったのだと、今は思います。

ここ(テント村の事務所)で逮捕されたときは、何がなんだかわけがわからなかったのです。逮捕令状には「2004年1月17日の住居侵入容疑事件」とあつたのですが、それが何を指しているのか、最初はわからなかつたんですよ。逮捕されるようなことをした心当たりがないんです。

テント村はいろんな活動をしているけれども、ビラのポスティングはいちばん安全な、いちばん警察ともめたりする可能性のない活動だと思つてた。いちばん安全な緩い活動の部分が令状で容疑になつていくということに、最初は思い至らなくて、わけがわからなかつたんです。

ビラを配つたぐらいのことで、こんなことがあるとすれば、虐待に近いなと思ひました。完全黙秘して23日間で仮に不起訴で出たとしても、普通の会社員ならそれだけでクビになりますし、とんでもないことだと思いますよ。

——両親はどうでした？

高田 やはりすごく混乱していました。速

捕されたときは、弁護士が面会に入るたびに、テント村の仲間から今日の様子はこうで、こんなことを言ってますよと伝えてくれ、テント村の日常の活動もかなり丁寧に説明してくれたらしいのですけれども、それでもやはり田舎にいる親からすれば、いったい何がどうなっているのかわからないみたいでした。私が保釈されて1、2カ月して実家に顔を見せに行っただすけれども、そのときに開口一番、「お前は何で逮捕されたんだ」と言われて、私が「それはこつちが聞きたいんだよ」と言ったら、それで、確信的に何かをやったわけじゃなくて、わけがわからないで妙な逮捕のされ方をしたんだなということ、ようやく納得したという感じだったですね。

——一審（東京地方裁判所八王子支部）
2004年12月16日はクリーンヒットだった。あれは日本国憲法を読めば当たり前と
いうような無罪判決でした。ところが二審（東京高裁、2005年12月9日）がひどかったでしょう。今回の4月11日の最高裁判決で腹が立つのは、最高裁が問題をまともに考えていないということです。司法の役割を放棄したという感じです。

高田 ほんとにそう思います。テント村でもそんな話が出たのだけれども、判決では、管理権者の管理権を侵害したということと言っています、管理権者がダメと言っ

たらダメだと。そういう判決が一般の人たちにはどういう混乱をきたすかと、そういうことは一切考慮しないで、国の施設にお前らを立ち入らせないということをまず主眼に置いている、そういう判決かなという感じがしました。

あの判決では、管理権者が法律を作ってしまうような構造になっている。何が住居侵入に当たって、何が住居侵入に当たらないのかを判断するのが管理権者なんです。国の施設だったら、国の現場の管理人をやっている人が法的な判断をしてもいいというぐらいいの、そういうつもりで書いているんじゃないかと思うんです。新聞で読んだのだけれど、ポスティングをやっている業者の人からけこう警察に問い合わせがあって、警察は、「ぜんぜん問題ないですよ、ポスティングを今まで通りやって差し支えないです」と言っている。だったらやっぱり、イラク派兵反対というビラの内容を問題にしているんだろうと思います。いくら内容を問題にしていなくても、実際問題、現場の運用のしかたは内容を取り締まっている。

——罰金が科されたんですね。

高田 刑としては、私と大洞俊之さんが20万円ずつで、大西章寛さんは10万円なんですけれども、未決勾留分を差し引いて、大西さんはなしで、私と大洞さんは10万円

ずつですね。大西さんは0円になっていて、何でもいから、とにかく有罪の判決さえ出せば、逮捕・拘留それ自体は正当化されますから、そういうことをねらっているんでしょうね。本当に頭にきていますよ。

公共と言われる領域がどんどん国益に乗っ取られてきている感じがします。私は歌を歌っていますが、駅前で歌ったり、公園で歌ったりするのをどんどん規制する方向になっています。公共の場で不特定多数の人に向かって表現するという領域が狭められているなという実感がすごくあります。迷惑防止条例で駅前などでやれなくなったりか、井の頭公園は以前はいろんなミュージシャンが練習に使っていたのに、楽器で音を出すのが一切禁止になった。そういうところが、実際あちこちで起こっている。



——拘留中の取調べの様子？

高田 なんです、バンバンと机を叩きながら、「活動を止めないのだつたら立川を歩けないようにしてやるぞ」とか、「テント村をオレがつぶしてやる」とか言っていました。ほんと、まさに脅迫ですよ。こんな前近代的な物言いが、公安警察の取り調べ室の中で連綿と、戦後63年間、続いてきたんだと思いましたよ。

留置場の中には人権はないですね。未決囚でいる間は日常生活と同じ人権が保障されなければいけないんだけど、そういう感覚はまったくくない。家畜扱いですものね。「立川の浮浪児」とか、「二重人格のしたかな女だ」とか、そういうことも言われました。あと、けっこう嘘をつかれました。「他の2人はお前に全部罪をなすりつけるつもりでいるぞ」とか、よくある手ですけど。「実家に名前を名乗らない男から警察に協力するな」と言う電話があつて、何も言わないでガチャッと切ってしまったそうですよ」とか。そんな事実はないんですけど、そういう落としのテクニクみたいなものを、いくつもいくつも披露してきましたよ。

——なんで逮捕したと言われたのですか？

高田 自衛隊官舎の管轄区域に踏みこんでどうこうとか、そんな説明はしてもらって

いないです。「こんなものを配って、あそこに住んでいる人たちは不安なんだよ」というようなことを言っていました。実際には公安が自分で作った「被害届け」の調書を名前とハンコを押すだけの形にして持って回って歩いたんだけど。

検察の取り調べのときに言っていたのは、「常識とか法律の解釈とかは時代によって変わっていくものだからね」。そんなことを言っていて、あ、変えていくつもりなんだと思いました。

——テント村のみなさんは、反戦・反基地とともに反天皇制の活動も続けてきました。

高田 私は自然が好きなんです。この窓から「昭和記念公園」(注参照)が見えますけれども、あそこでは自然を感じないようにしようと、季節をあそこで感じるのだけは拒否しようと。

これからおそらく反戦運動に対するバッシング、ネガティブ・キャンペーンみたいなものが増えてくると思います。私は全体の状況をきちんと的確に捉えるというのは得意ではないのです。自分が住んでいる地域で、具体的に人とながつたり、いろいろ話し合ったり、交渉したりしながらじっくりついていくようなことが向いている。それを愚直にやっていきたい。それと表現を積極的にやっていくことは、そのこと自体

が表現の自由の範囲を押し広げることだと思おうのでやっていきます。

(*注 「昭和天皇在位50周年記念事業」の一環として、米軍の立川基地跡地に設置された国営公園。1983年10月開園)

——憲法に表現の自由が書いてあるから、それが守られるということはない。我われ自身がそれをどんな使わないことには。

高田 そうなんです。自由があつてもやらなければ、ないのと同じなんです。憲法に書いてはありますけれども、表現の自由というのは、そもそも自然権です。生まれたときから憲法の条文があるが無かるうが誰もが持っている権利です。表現の自由と言うときの「表現する場所」というのは、「自分が表現する場所がそもそも表現の自由を規定する範囲」だと思おうので、いろんな場所で、自分が何でも表現するのをやめないということ、続けていくしかないんだろうと思います。自分だけでなくて、いろんな人がいろんな所で、ということなんですけれども。

今が一番正念場だと思います。4月19日に立川でデモをやったんですけど、沿道の反応がよくてビックリしました。沿道の人びとがみんな手を振ってくれます。「頑張れ」って言うってくれたりして。最高裁判決のことを知っていて、ニュースに出ていた人たちが思ったのでしようが、いっぱい

手を振ってくれる人がいて、正直驚きました。あの判決は世間の人の目から見ても、ちよつとこれはあんまりだと感じる、そういうことなんだろうと思うんです。

——4年ちよつとの裁判闘争を振り返って
てみてどうでしょう。

高田 公安のやつてきたことはひどいですが、支援のひろがり方とか、この間、この4年間で、それまでと比べると友だちの数が何倍にも増えました。人と人がつながって力を合わせてやつていくという、その力をまざまざと見てきた。すごくいろんな人と新しくつながった4年間だと思つてます。その力は「これから」どんなつながっていくものだし、「これからも」表現の自由を押し広げることややっていけるんじゃないかなど、そう思っています。実際それまで政治的な活動にまったくかわつたことがないという友だちなども、ずいぶん抗議行動に参加してくれました。

そういうつながりをいろんな人と日常的に持てるようになったというのは、私の中では大変化です。

(たかだ・さちみ、立川自衛隊監視テント村) (*聞き手 編集部・井上澄夫(写真も)。インタビューは4月27日、立川自衛隊監視テント村の事務所で行なわれた。)[なお、6月11日の読者懇談会に、「さつちゃん」をお招きしてお話をうかがいます]

「コラム」脱走米兵は日本市民の敵か

沖縄や横須賀で基地米兵による凶悪犯罪が相次いだことから、米軍は脱走兵と認定した米兵に関する情報を日本の警察に提供し、警察はその逮捕に全面的に協力することになったという。つまり、脱走米兵はすべて犯罪者とみなされるわけだ。日本の警察は、いつから米軍の手先になったのか。

4月18日の朝日新聞「声」欄で、作家立花薫氏は、「すべての脱走米兵が犯罪行為を行なうとは限らない」「在日米軍基地から戦場へ送り込まれる米兵が、自らの死傷を恐れ、または他者を殺傷することを嫌って実行する良心的脱走と呼ぶべき内容の脱走もありうる。そのようなケースでも日本の警察は脱走米兵を全力で捜索・逮捕するのだろうか」と述べ、日米の合意は日本國憲法の精神に反する、と指摘している。いうまでもなく、米兵による日本市民への犯罪は許しがたい。しかし、人びとの怒りを個々の米兵に振り向けることによって、問題の本質——米兵の犯罪が後を断たない理由——を見逃してはならない。

海兵隊などの訓練を見れば明らかのように、米軍とは敵の無力化・殺人を専門とする武力集団である。いかに他者を反射的・物理的に排除するか、いかに躊躇することなく銃の引き金を引き、あるいは口ケツトや爆弾の発射ボタンを

押すかという能力を高めるため、人間的な感情や命令に対する理性的な疑問などを押し殺すのが、彼らの訓練の主目的なのだ。したがって、模範的で品行方正な軍人とは、冷静に任務・命令を遂行する殺人のプロフェッショナルであることを示す。私たちにとつてそういう軍人は、犯罪米兵のような直接の脅威ではないとしても、ある意味ではそれ以上に恐ろしい存在ではないだろうか。

一方、戦争の「大義」(そんなものがあるとして)を疑い、殺人訓練にも窮屈な軍規にも適応できない落ちこぼれ兵士は、まだ完全に人間性を失つてはいない故に反抗しているのかも知れない。彼は危険な犯罪者にもなり得るが、米軍という殺人組織を解体させる要素にもなり得る。40年前のベトナム戦争時には実際にそれに近いことが起き、彼らと私たち日本市民の運動との連帯行動が実現したのである。

もちろん、当時とは客観情勢が違う。しかし、在日米兵をただ敵視し、恐れるだけでは、「ヤンキー・ゴー・ホーム」を叫んだ時代から一歩も出ないことになる。諸悪の根源である日米軍事同盟は、日本市民にも基地米兵にも不幸をもたらすという認識を拡げたい。

(編集部・本野義雄)

NHK番組改ざん事件に対する最高裁判決が迫る

言論の自由・表現の自由を手放すのは誰か

西野瑠美子

この十数年来、フェミニズムに対するバックラッシュ(反動)は、国家主義・軍事国家化の流れが強まる中で、一段と激しさを増してきた。とりわけ憲法9条改悪・戦争国家化の流れは「家」を基盤とする国民統制の主張をもってフェミニズムを一層目の敵にし、過去の戦争を賛美する歴史修正主義の動きは、「慰安婦」を攻撃のターゲットに激しさを増していった。こうした中、政治権力の介入をもって「表現の自由」「言論の自由」への弾圧が露骨に推し進められたが、超タカ派の政治圧力を背景にした、旧日本軍によるアジアほかでの戦時性暴力を裁く女性戦犯国際法廷を取り上げたNHK番組の改ざん事件は、「表現の自由」を脅かす象徴的な出来事であったといえる。

2001年1月30日に放送されたNHK番組改ざんをめぐるのは、VAWW・NET(バウネット)ジャパンがNHKらを提訴し、7年という長い裁判闘争を続けてきたが、それは「表現の自由」を守る市民の闘いであったということもできる。

1 政治圧力が改変へ

東京高裁の審理では、政治家の介入を背景にした上層部による制作現場への内部圧力の生なましい実態が明らかにされた。

NHKは、放送前に政治家に番組について説明した理由を、「(予算説明で)古屋圭司議員など自民党総務部会所属の複数の議員を訪れた際に、日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会所属の議員らが、昨年12月に行なわれた女性国際戦犯法廷を話題にしている、予算説明に行つた際には必ず話題にされるであろうから、きちんと説明できるように用意しておいた方が良いといった趣旨の示唆を与えられた」と述べた。

また、政治家に説明に行つた松尾武放送総局長(当時)は証人尋問で、安倍晋三官房副長官(当時)から、「公正中立な番組を作りなさい。偏つた形の番組を作つてはあいならん」と言われたと証言。これについて高裁判決は「本件番組が予算編成等に影響を与えることがないようにしたいとの思

惑から、説明のために松尾と野島(編集部注:当時の野島直樹担当局長)が国会議員等との接触を図り、その際、相手方から番組作りは公正・中立であるようにとの発言がなされた」と認定した。この政治家の命令口調に震え上がったNHKが、上層部主導で異常な改変を推し進めたことは、政治圧力により放送の自律が侵害されたことを雄弁に物語っている。

2 報道の自由を脅かしたのは誰なのか?

2007年1月29日の東京高裁判決はNHKの行為を「編集権を放棄したものに等しい」と厳しい言葉で指摘し、「NHKの本件番組の制作・放送については、憲法で保障された編集の権限を濫用し、又は逸脱したものとわざるを得ず、放送事業者に保障された放送番組編集の自由の範囲内のものであると主張することは到底できない」と、「改変は編集の自由」とするNHKの主張をきっぱりと否定した。その上で「松尾と野島が相手方の発言を必要以上に重く受け止め、その意図を付度(そんたく)してできるだけ当たり障りのないような番組にすることを考えて試写に臨み、その結果、そのような形にすべく本件番組について直接指示、修正を繰り返して改編が行われた」と認定し、被告の不法行為責任を認めたのである。

ところがNHKは高裁判決を法令違反、判例違反だとして上告。このほど4月の最

高裁の弁論で、NHKは「報道機関の報道の自由ないし取材の自由は国民の知る権利に奉仕するものであり……軽々に制限されてはならない」「(原判決は)取材の自由に対する不当な介入になることは明らか」などと、放送前に政治家に求められて異常な改変を行なったことは無視して、あたかも原判決が報道の自由や取材の自由を侵害するものであるかのような主張を展開した。報道の自由を侵害したのは誰なのか。NHKは政治家を必死でかばい、市民の主張こそが報道の自由を侵害する危険なものであるかのように反論するが、報道の自由、表現の自由は、そもそも権力から守られるべき放送事業者の権利である。視聴者・市民に刃を向けるNHKの本末転倒の権力擁護の議論は、自ら権力介入の道を開き、報道の自由を手放すものである。

NHKの弁論は、最後の最後まであやまちに向き合わず、それどころか、あたかも自分たちこそが被害者であると言わんばかりの厚顔無恥な弁論だった。政治家の介入には口を噤(つぐ)み、「特段の事情」に背を向け、自らの保身に走り続けたNHKの姿勢は、メディアの表現の自由を自ら手放そうというものだ。NHKは、あやまちに向き合い、あやまちを認めることで視聴者・市民の信頼回復を得る機会を自らの手で閉ざし、政治家との近過ぎる関係を清算する機会を、自ら放棄したのである。

3 自主規制の嵐

今回の事件は、政治家の言動や右翼の攻撃に過剰に反応したNHKの、いわば組織的自主規制であったということもできる。

圧力を加えた政治家と意を同じくする右翼の「抗議」は、かなり過激なものであったようだ。実際、番組制作の関係者やスタジオコメンテーターの自宅は警察が警備し、放送当日、ドキュメンタリー・ジャパンは看板を下ろし、スタッフは奥の部屋に入り、右翼の攻撃にピリピリしていたという。これらの対応は、いかに過激な脅迫・威嚇がNHKに対して行なわれていたかを物語っている。

女性国際戦犯法廷をめぐることは、右翼は執拗に攻撃を続けた。法廷当日はもとより、法廷の総括国際シンポジウムにも嫌がらせが相次ぎ、会場となった大学には爆破予告の脅迫までなされた。また、法廷報告の市民集会に右翼が押しかけ、集会が中止に追い込まれたこともあった。当時VAWW・NETの代表であった松井やよりに対して襲撃計画があることが発覚して、しばらく自宅に帰れなかったこともある。

最近では、「慰安婦」問題を記録する「私たちの戦争と平和資料館」に20数名の右翼が押しかけ、警察が来るまで罵倒と威嚇を続ける騒ぎがあった。また、新宿で行なった「慰安婦問題の解決を求めるスタンディング」にも右翼が押しかけ、罵倒する騒ぎが

あった。しかし、私たちはこうした威嚇に沈黙することは決してなかった。暴力を恐れて沈黙すれば、それは暴力を受け入れることになり、暴力をのさばらせることに繋がるからだ。暴力への対抗は、沈黙しないことである。

先般『靖国 YASUKUNI』の映画が各地で上映中止になる事態が起きたが、これも過度の自主規制の名の下の沈黙にほかならない。表現の自由を手放すのは誰なのか。そう問わずにはいられない。

4 おわりに

女性国際戦犯法廷への攻撃、法廷を取り上げたNHKの番組への攻撃は、「慰安婦」「天皇の戦争責任」「フェミニズム」に対する弾圧であったといえる。実際、NHK裁判の弁論で、NHKの制作現場の関係者から、この3つのテーマは番組制作の3大タブーとなっていることが明かされた。これをタブーとしているものの正体は、過去の戦争を賛美し、「愛国心」に求心力をもたせて日本を「戦争をする国」にしようとする9条改悪の動きではないか。

「表現の自由」は、いわば民主主義の尺度である。来たる6月12日に、いよいよ最高裁の判決が言い渡されるが、判決は日本の民主主義を問うものでもある。司法が公正な判断を下すことを心から願って止まない(に)の・るみこ、VAWW・NETジャパン共(同代表)

軍事政権に物言うことを

やめない人びと

熊澤 新

1

2007年8月、ビルマ（ミャンマー）でのガソリン代大幅値上げの発表に端を發した軍事政権への抗議デモは、最大都市ヤンゴン（ラングーン）だけでなく、多くの地方都市に拡がった。

そのデモにはやがて、仏教の僧侶が多数参加し、国民と僧侶が整然とデモをする姿が世界中で報じられた。いつからか、この運動は僧衣の色から「サフラン革命」と呼ばれるようになる。彼らは暴徒化したわけでもなく、政府関係の建物を襲撃したわけでもない。

多くの仏教僧が参加したことは今回の抗議デモの大きな特徴であった。よく知られているように、ビルマは敬虔な仏教徒が多く、僧侶は特別な存在として尊敬されている。特別な存在ではあるが、日本では考えられないほど人びとの生活に密着している。僧侶は人びとの悩みや訴えに耳を傾ける。言い換えれば、政治家や公務員なんかより

一般庶民の生活の実情を良く知っている存在なのである。こうした僧侶が国民の不満を代弁するのは、いわば当然ともいえるのではないだろうか。

もうひとつの特徴は、こういったデモを最初に起こしたのが「88年世代学生グループ」と呼ばれる人びとであったことだ。

1988年にも大きく盛り上がった民主化運動、これをリードしたのは学生たちだったが、こうした学生リーダーたちが再び先頭に立つてデモをリードしたのだ。その代表的な存在がミンコーナイン氏である。彼は88年の民主化運動弾圧後、長く投獄されていた人物だ。今回、先頭に立った「88年世代学生グループ」のほとんどすべてが、88年以降の過酷な弾圧の中で長期間の刑務所生活を強いられたり、何度も逮捕された経験を持つ人だった。

こうして盛り上がったデモは9月26日になって軍事政権によって武力弾圧され、多くの死傷者が出た。軍は、デモに参加した僧侶が起居する僧院の襲撃なども行ない、

さらに、その後も僧侶やデモ参加者の逮捕、投獄などが続いている状況だ。

2

ビルマでは、1962年にネーウィン將軍が軍事クーデターを起こし、軍事政権が始まった。この軍事政権は「ビルマ式社会主義」といわれる独特の政治・経済体制を続けたが、国民の不満が蓄積し、1988年に「シツレイロン」（4つの8）という意味と呼ばれる全国的な民主化運動に発展した。しかし、そのときの混乱に際して、軍部が再度の軍事クーデターを執行。国民の民主化運動を徹底的に弾圧した。犠牲者は数千人とも言われている。こうして誕生したのが現在の軍事政権である。

長く続いている軍事政権の下、国内の人權状況は劣悪であり、民主国家から程遠い国となっている。司法の独立はほとんど機能していないし、議会ももちろん存在しない。集会、結社、表現の自由や政治活動の自由は極端に制限されている。国営以外のメディアはほとんどなく、当局の検閲や圧力にさらされている。最大政党であるNLD（国民民主連盟。1990年の総選挙では80パーセント以上の得票を得たが、軍事政権はこの選挙結果を無視している）は存在こそ許されているものの、活動の余地はほとんどない。国際社会が強く批判するように、「治安関係の法規に違反した」という理由で

1000人以上の政治活動家、ジャーナリスト、学生運動家、僧侶といった「政治囚」が獄中にいる。中には50年以上にも及ぶ禁固刑に処せられている者もいる。

国内では、MI（軍情報部）が多く存在し、国民を監視している。ビルマ人は「ヤンゴンの街中にある喫茶店には必ずMIがいるから、決して政治の話をしてはいけない」と言う。少数民族居住地域の状況はもっと過酷だ。反政府武装勢力の鎮圧を理由に国軍が多く展開しており、そのような地域では、強制労働、強制移住、軍による恣意的殺害、レイプなどの被害が頻繁に起こっている。

国家予算の半分を占めるとさえ言われる軍事費、それと対照的な福祉・医療予算の僅少さから、国民の医療、福祉水準は世界でも最低レベル。こうした事態に対処しようと国連機関などが活動しようにも、軍事政権の度重なる妨害により、ほとんど効果が上がらないのが現状だ。

ビルマの民主化活動を語るときに必ず言及されるのは、アウンサンスーチー氏である。スーチー氏は、1989年以来3度にわたる自宅軟禁処分を受けており、その年数は通算12年以上に及ぶ。（ノーベル平和賞を受賞した個人のうち、未だに捕らわれの身となっているのは彼女だけだ）。

過酷な状況から逃れるために国外に脱出する難民、国内を移動する国内避難民は膨

大な数になる。タイ・ビルマ国境地帯にはビルマ難民が居住する難民キャンプが多数存在している（言うまでもないことだが、こういったビルマ難民は日本国内にも多数居住している）。

3

88年の大弾圧以降、確かに国民は極度に抑圧的な体制の下で沈黙を強いられてきた。だが、数は少ないが、民主主義や人権を訴えて、逮捕される人びとがいるのである。

こういった人びとは、前記のように「治安法規に触れて」逮捕される。しかし、彼ら彼女らは武装勢力になつたり、テロ行為に走つたりして逮捕されたわけではない。その活動は、ほとんどすべてが非暴力的な抗議、民主化を求める意思の表現である。市場で政府を批判するビラを配つたとか、国連機関にビルマの実情を訴えた、などの理由で逮捕、投獄されている人さえいる。確かに国内の少数民族居住地域には反政府武装勢力が存在し、武力紛争状態となつている地域もある。しかし、武装勢力の活動は限定されたものであることに注意する必要がある。

こうした人びと、「軍事政権に物言うことをやめない人びと」について、たとえば日本のメディアなどで伝えられることはほとんどないが、その活動は大きな意味を持つように思う。最初に述べた「88年世代学

生グループ」同様に、今回の民主化デモのいわば土台となっている。自宅軟禁に耐えるアウンサンスーチー氏はその象徴とも言える。

4

2007年のデモを押さえ込んだ軍事政権は一方で憲法制定国民会議を終了させ、憲法草案を国民投票（5月10日）にかける」と発表した。軍事政権はこういった流れを民政移管への「ロードマップ」の一環であると説明する。しかし、今回国民投票にかける憲法草案の内容を見ても、軍が権力の中枢に居座ろうという意図が明らかであり（たとえば国会議員の4分の1は軍人が占める、といった規定がある）、しかも、いったん制定された憲法を改正することが非常に難しいシステムとなつている（上下両院で4分の3を超える賛成が必要）。

この国民投票が世界の注目を集める中、5月2日から3日にかけて、ビルマは同国史上最悪といわれるサイクロンに襲われ、未曾有の被害が報告されている。多くの国民が生きるか死ぬかの状況に置かれているにもかかわらず、軍事政権はいわば威信をかけて、10日、ヤンゴンなど深刻な被害を受けた一部地域を除いて国民投票を強行した。

（くまざわ・あらた、アムネスティ・インターナショナル日本ビルマ・チーム）

よみがえる改憲の動き

日本国憲法制定以来初めて「任期内の憲法改正」を掲げた安倍首相が突然辞任したことは、改憲の政治日程が大幅に遅れることを意味した。千載一遇の好機を逸した改憲勢力が意気消沈したのは当然のことだろう。あとを継いだ福田首相は改憲を強く押し出さない。2007年7月参院選での自民党の惨敗がこたえたのである。しかし「やれやれ、これで改憲が遠のいた」という受け止め方は危険である。

◇ ◇ ◇
1955年の保守合同以来「自主憲法制定」を掲げ続けてきた自民党内の改憲派は、一時の沈滞ムードを脱して動き始めた。中曾根康弘元首相を会長とする超党派の「新憲法制定議員同盟」（以下、議員同盟）は3月4日、総会を開いて役員体制を再編・強化し今後の方針を決めた。新役員体制の特徴は民主党の幹部を取り込んだことである。議員同盟の顧問に民主党の鳩山由起夫幹事長が就任した。副会長には同党の前原誠司、田名部匡省、渡辺秀央が、常任幹事には同党の松原仁が加わった。総会で議員同盟参

加者は191人になったが、昨年11月に4人だった民主党議員は3倍を超える14人になった。

総会で自民党からは、新たに安倍晋三前首相、伊吹文明自民党幹事長、谷垣禎一自民党政調会長が加わったが、これで自民・民主両党の幹事長がそろい踏みという布陣になった。

◇ ◇ ◇
福田・小沢会談が求めた「大連立」は民主党政調部の猛反発で一度はつぶれたが、構想は今も生きている。現在、表向きは自民・民主両党の対立が続いているが、それも大連立を前提とする内部抗争の面がある。憲法の改正は「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議する」（憲法96条）のだから、民主党の賛成が得られないと改憲の発議はできない。総会で議員同盟に民主党の幹部を含む10人が新たに加わったことは、改憲派が「大連立」によって改憲を実現しようとしていることを示している。

超党派の「新世紀の安全保障体制を確立する若手議員の会」が4月23日、国会内で約3年ぶりに総会を開き、自民党の中谷元・元防衛庁長官、民主党の前原誠司前代表、公明党の上田勇広報委員長の3人を新たに世話人代表に選んだ。民主党の前原前代表は「どちらが政権をとっても外交安全保障の根本は一致していないといけない」と揆

撝したが、その発言にも「大連立」の思惑がちらつく。

◇ ◇ ◇
議員同盟の総会で決められた運動方針には、改憲案を議論する憲法審査会（法律上はすでに両院に設置されている）の早期始動を求めるとともに、「九条の会」に対抗して「地方に拠点を作っていく」ことが含まれている。改憲派は反改憲運動の全国的な広がり強い危機感を抱き、改憲推進の草の根運動に着手し始めた。

4月8日付「読売」に掲載された同紙の世論調査（3月15日から16日にかけて実施）は1993年以来15年ぶりに初めて、非改正派が改正派を上回ったことを明らかにしたが、この趨勢が続くとは限らない。2年後の2010年5月には改憲手続きの国民投票法が施行される。改憲に反対する市民運動のいっそうの広がりが求められている。（編集部・井上澄夫）

107（4月号）号の訂正

- 2ページ「いいなづけ」の作者・ゆきなかすみおさんは「本会会員」です
- 5ページ「加速する死刑執行の意味するもの」1段目の見出し、2行目出だし、および2段目19行目の「3月1日」↓「2月1日」
- 32ページ「映画紹介」タイトル「NAKU BA」↓「NAKBA」

G8を機に「非軍事化」の必要性の再確認を

笠原 光

7月7日から9日まで北海道でG8サミット（主要国首脳会議）が開かれます。この会議には、議長国である日本の福田首相をはじめ、ブッシュ大統領（アメリカ）、ブラウン首相（イギリス）、ナポリターノ大統領（イタリア）、ハーバー首相（カナダ）、メルケル首相（ドイツ）、サルコジ大統領（フランス）、メドヴェージェフ大統領（ロシア）が参加します。支持率が20%を割り込んだ福田首相はG8開催を支持率回復の宣伝材料にし、サミットの警備にあたる防衛省・自衛隊は空中警戒管制機配備のほか、地对空誘導弾パトリオット3や迎撃戦闘機の緊急発進体制強化までも視野に入れて「万全の警備体制」を敷こうとしています。

しかし、よく言われることですが、そもそもG8サミットとは、1973年のオイルショックに端を発した深刻な経済停滞と、60年代に起きた世界貿易の不正是正を求める途上国の団結した力の勃興に直面した先進諸国が、自分たちの利権を守るために緊密な調整体制をつくることを目的として始められたものです。G8諸国は、経済面では新自由主義経済政策を世界的に押し進めています。世界一の軍事力をもつアメリ

カ、また、NATOや日米同盟を通じてアメリカと軍事同盟をもつ諸国が参加しているのも、その軍事力も強大です。さらには国連、世界銀行、IMF（国際通貨基金）などの国際組織の方向性や政策にも大きな影響力をもちます。一部の経済・軍事大国が閉じられた場所で世界の将来を勝手に決めてしまう、ここにG8サミットが「私的サロン」と批判される所以があります。

さて、日本政府が「ホスピタリティ（もてなしの心）」でサミット歓迎ムードをつくらうとする一方で、この「私的サロン」に異をとる人たちが、北海道をはじめ日本中で、サミットを「もてなさない」準備を進めています。私は、こうした人たちと一緒にあって、特に平和の面からサミットを考える準備を進めています。

G8諸国のうちカナダを除く7カ国が世界の軍事支出トップ10に含まれること、軍需産業大国や武器輸出国がG8諸国に集中していること、アメリカ、ロシア、イギリス、フランスが核保有国であることなどをみただけでも、G8諸国こそが問題であることは一目瞭然です。それゆえ、私たちの今回の取り組みの目的は、サミットを機に、日本の平和構築における「非軍事化」の必要性を再確認することにあります。特に、サミット開催地である北海道がアイヌの土地を日本が侵略した歴史をもつこと、北海道には、海外派兵の既成事実を積み上げ、米軍との一体化を進

める自衛隊の42%が駐留していること、また麻生前首相・安倍前首相がNATOに対して積極的な協力関係を求めていたことは、この取り組みを始める入り口になりました。

具体的には、軍事力による安全保障を常にジェンダーの視点から批判してきた沖縄の高里鈴代さん（基地軍隊を許さない行動する女たちの会）、北海道での自衛官によるセクハラ裁判支援に関わっている丹羽雅代さん（アジア女性資料センター）、アメリカの植民地支配下に置かれて島の軍事化によって生活を破壊されてきたグアムの先住民チャモロのフアナ・カルロスさんなどから話を聞く場を、サミット直前に設けることを計画しています。これらの議論を通じて、「軍事力は民衆を守らない」真の平和構築には「非軍事化」の道しか存在しないとすることを再確認し、今後の恒久派兵法に反対する運動や、反改憲の運動への力づけにしていきたいと考えています。

私たちのほかにも、サミットをさまざまに視点から捉えた行動がたくさん予定されていますので、ぜひ皆さんも行動にご参加ください。勝手にやってくるサミットを逆手にとって、日本の社会運動の広範なつながりを強める機会にしませんか？

*行動の情報は、「G8を問う連絡会」のウェブサイトから見ることができます。 <http://www.jcaapc.org/all-g8/>（本誌32ページにも情報があります）

（かさはら・ひかる、ピープルズ・プラン研究所）

★運動の現場から★

基本的な人権を活かすことこそ、憲法9条を守り非戦をすすめる道

右翼の圧力に屈する教育行政

島野 正通

◆ゆるんでいるように見える改憲の動き

今年の5月3日の憲法記念日にあわせて『朝日新聞』が世論調査を実施した。憲法9条を「変えない方がよい」の回答が66%で、「変える方がよい」の23%を大きく上回っている。昨年4月の安倍晋三政権の下での世論調査と比較すると、それぞれ49%、33%で、憲法9条を「擁護する」世論が大きくなっていくことがうかがえる。

しかし、憲法を実現していくための教育の必要性と、個人の尊厳を重んじ、国の教育介入を排した教育基本法が、安倍政権下で改悪され、また、改憲をめざす「憲法審査会」の常設を掲げた国民投票法が成立した。その当時にくらべると、憲法9条をめぐる世論の動向は擁護の方向で落ち着きを取り戻しているように見えるが、憲法改悪をもくろむ「改悪教育基本法」「国民投票法」が成立したことは今後に大きな禍根を残した。

改悪された教育基本法では「教育の目標」として「伝統と文化を尊重し、それらをは

ぐくんできた我が国と郷土を愛すること」と、愛国心・郷土愛が掲げられた。また「公徳教育が強められることになった。旧基本法では「不当な支配に服することなく」と不当な支配を絶対的に排除していたが、改悪基本法では教育は「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき」として、明らかに政府による介入の余地を残した。さらに「教育振興基本計画」では、政府は「基本的な方針及び施策を総合的かつ計画的に推進する」と、地方公共団体よりも国・政府を上位におき、教育に対する支配を合法化した。そしてこの改悪基本法に基づき、学校教育法、地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）、教育職員免許法、教育課程および学習指導要領などが次々に改悪されている。世論は憲法9条を守るべきとする傾向にあるが、安倍政権が成立させた「改悪教育基本法」「国民投票法」を抛り所とする右翼的な潮流が、市民生活の水面下で蠢（うごめ）いているのである。

◆「日の丸」「君が代」の強制と抵抗

あの戦争下、皇民教育・軍国教育を学校ですすめていた教職員は、「再び教え子を戦場に送らない」の誓いの下に、「民主教育」をすすめる側に立つことになったが、あの時代の戦争や教育がどのようなものであったかなど、自らの深い自己批判を避けて取り組まれた「民主教育」は脆弱なものだった。

ドイツのヴァイツェッカー大統領は演説「荒野の40年」で「ヒトラーは偏見と敵意をかきたてつづけることに腐心していたが、若い人たちは他の人びとに対する敵意や憎悪に駆り立てられることなく、互いに手をとり合って生きていくことを学んでいた。だから」とし「民主的に選ばれたわれわれ政治家にもこのことを肝に銘じさせてくれる諸君であって欲しい。そして範を示して欲しい」と述べ、ドイツ人、そして欧州の人びとに賞賛をもって受け入れられている。同じ敗戦国である日本では、小泉純一郎の流れを引き継ぐ安倍晋三が「戦後レジームからの脱却」を掲げて、初めての戦後生まれの総理大臣に選出され、「靖国参拝」「教育再生」など戦前回帰をすすめたが、ヴァイツェッカー大統領の「深い反省と未来への責任」とくらべると、いかに危険な思想であるかがわかる。

しかし、こうした風土を温存させてきたことが、「新しい歴史教科書をつくる会」、

「日本教育再生機構」（理事長・八木秀次）などの右翼的な潮流を勢いづかせただけでなく、自己批判の精神に基づかず「民主教育」を担ってきた教職員とその運動は、この潮流に直面して右往左往し、運動の「自粛と転換」をくり返してきた。

国旗国歌法の成立以降、卒業式における「国旗・国歌」の強制はいっそうの厳しさを増し、大阪では、勢いづいた右翼的な団体が個人をターゲットに、さまざまな圧力と恫喝を学校や教育委員会に加えている。

2004年、「吹田市の公教育を考える会（増木重夫）」は、吹田の教職員が研究と実践の積み重ねで作りに上げた『性教育副読本（きらめく青春・おおきくなあれ）』を活用した性教育、ジェンダーフリー教育に無理難題の攻撃をおこない、学校と市教委に抗議と要請の活動をおこなった。そして山谷えり子参院議員が国会で吹田の「性教育問題」を取り上げ、『副読本』は使用不可の状況に追い込まれた。

「日の丸・君が代」でも同じことがくり返されている。2008年春の卒業式・入学式に向けて、名称を変えた「教育オンブド豊中・吹田（田中直美・増木重夫）」は、市教委に対して「掲揚や斉唱の指導、不起立者の処分」などを求め、いくつかの小・中学校に「不起立者の指導、氏名報告」を求めるとともに、校区ピラで不起立者の（彼・彼女ら曰く）「不埒教員」の情報提供を

求め（ピラには情報提供者に「心ばかりのお礼をする」とあった）、また不起立者の氏名の公表をおこなった。また、こうした団体と現職の吹田市教育委員会・教育長が面談するという異常な事態も起きている。

2008年3月、『産経新聞』で報道された門真（かどま）中学校の卒業式問題で、政治結社・護国青年社、全日本愛国者団体会議、国家政治道義立国推進会など4団体が府教委に不起立状況を問い合わせたのに対して、あるうことか、府教委が門真や吹田の不起立の状況（学校名・不起立者数）をそれら団体に報告するという前代未聞の弱腰の対応がなされた。市教委、府教委による右翼団体の動きに乗じた「締め付け」は断じて許すことのできない行為であるが、門真問題では4月の入学式で、卒業式で不起立の教職員に職務命令が発せられた。

これまで、私たちの組合が職務命令を出させない状況をつくり出し、多くの学校現場で「強制を許さず、内心の自由を守る」という卒業式を守ってきたが、それにもかかわらず、「民主教育」を担ってきたとされる教職員とその運動の「自粛と転換」により、「日の丸」に敬礼し「君が代」を立てて歌うという悲しい現実がいっそう進んでいる。

◆憲法の基本的な人権を活かす教育運動

右翼潮流の攻撃は恫喝と暴力による「自粛と転換」が狙いだが、その攻撃の本質は、

日本国憲法の国民主権をないがしろにする天皇主義である。そして「ジェンダーフリー・バッシング」に見られるように、男性支配と「家」制度を否定した憲法24条への攻撃、「日の丸」「君が代」への有無を言わさない隷属など、戦前の思想統制の反省にもとづき制定された思想・良心の自由を保障した憲法19条への攻撃など、基本的な人権を制限することがその本質である。

この憲法に対する挑戦を認めるわけにはいかない。むしろ、この憲法を活かしていく運動を根づかせなければならぬ。私たちは卒業式に参加するすべての人びと「内心の自由を守る」ために、ありとあらゆる運動をくり広げてきた。起立が多数派の中で、少数の人びとの思想・良心を保障するため、着席状態からの斉唱を定着させ、また、不当な差別状況が惹起されないように「内心の自由」と「それぞれの生き方のちがいを」とを生徒たちに説明してきた。

憲法を活かし、アジアの人びとと手をたずさえて平和な社会を創りあげていくために、侵略戦争の反省と未来を指向する教育のテーマとして、学校や地域で、「戦争の歴史を正しく学ぶ」「日の丸・君が代」の役割を学ぶ」「アジアの民衆の友好・連帯」などにスポットをあてた取り組みがはじまっている。「2008年5月10日・記」

（しまの・まさみち、大阪教育合同労働組合吹田支部執行委員）

第7期意見広告運動の報告

◎『読売』『西日本』『東京』の3紙に
掲載が実現しました 北原 博子

第7期市民意見広告運動は目標額(2500万円)を上回る賛同金を集め(4月30日現在約2800万円)、意見広告「武力で平和はつukれない/9条の実現こそ平和への道です」を『読売新聞』全国版、『西日本新聞』、『東京新聞』の3紙に掲載しました。賛同金を寄せてくださった皆さん、様ざまなかたちで運動に参加してくださった皆さん、有難うございました。

広告デザインは今年も鈴木一誌(すずきひとし)さんが無償で引き受けてくださいました。ご覧になっておわかりのとおり、今回は地球の中に賛同者の名前が並ぶすば

らしいデザインで、また初めてブルーの色も配した2色刷りの紙面になりました。

◆掲載紙決定と色の追加の経緯

4月初め、大新聞2紙(今回掲載の『読売』と別の1紙)からそれぞれ好条件の提示があり、事務局では広告代理店を通して交渉を重ねました。2紙の競合は私たちにとつてさらなる好条件を引き出せる要因となり、結果的に上記の3紙にブルーの色つき広告を掲載できることになりました。大新聞を相手の値段交渉に戸惑うこともありましたが、間に入った広告代理店の誠実な対応もあり、よい結果を引き出せました。このことは私たちの意見広告運動が「7回」も続いたことがもたらしたものであると思えます。広告代理店との信頼関係がしっかりと築かれ、私たちの意見広告が新聞社にとって無視できないものになってきたことは、私たちにとつて大きな財産となりました。

◆意見広告への反応

掲載当日の5月3日、事務所に朝9時に出ると、2つの回線に留守番電話の記録が4本ありました。その後、午前中いっぱい電話は途切れることなくかかり、賛成・反対の意見表明がそれぞれ半々くらいの感じでありました。しかし、一昨年の『読売』掲載時と比べて、改憲派からの「元気のよい」反論・いやがらせが少なかったように感じられました。メールによる連絡は昨年

に比べても多くなっています。連休が明け、郵送での意見も届き始めています。そのほぼすべてを意見広告運動のホームページ内にリンクしているブログ「事務局だより」に掲載してありますのでごらんください。インターネットを利用できない閲覧希望者には返信用の切手をお送りくだされば印刷してお送りします。

◆寄せられた意見のいくつかを紹介します

●読売新聞読者です。家族の意見では、同紙は地方紙より家庭欄、連載、コラムなど興味深い記事が多いとのこと。自分も政治的立場は違うけど同意する向きもあります。それはさておき、今朝新聞をめぐって、改憲推進の記事が並ぶ中でいきなり「さわやか意見広告」のページにびっくりしました。触発されて私も応援メッセージ一首が浮かんだというか、ひねりました。拙首? 『読売の読者に届けこの願い 記念日晴れて』

●私は、憲法9条を改正した方がよいと思えます。なぜなら、中国が急速に軍事大国化して、そして我が日本国が核ミサイルの目標となっている可能性が高いと言われているからです。だから、憲法9条をすぐに改正して、交戦権と核兵器と中国と互角かそれ以上の軍事力を保有する必要がある。 (中略) 世界は平和を考える時代ではなく、いかにして自分達を守るかを考える時代になってきています。

◆今後の意見広告運動

一昨年から今年にかけて改憲への動きは



急加速、表面上の急停止というものでした。その中で意見広告運動は2回続けて「非武装・不戦の憲法を変えさせない」と呼びかけ、賛同を募ってきたのですが、この次の運動をどう展開するかは非常に難しいと思います。諸新聞の世論調査で、9条改憲反対が賛成派を上回っているという結果は、私たちをはじめとする運動の着実な成果ではあるのですが、このことが賛同者にある種の安心感を与えたとしたら、それは運動のマンネリ化を打破する道を模索する必要を示しています。名古屋高裁の違憲判断にもかかわらず続行されている、米軍を支援する航空自衛隊の空輸活動や、「自衛隊海外派兵恒久法」制定の動きなど、私たちの「平和的生存権」はますます侵害されています。

この次の運動は、「生存権」というキーワードを軸に「9条を実現」する政治を求めるといふスタンスが必要となってくるのではないかと考えているところです。

◎賛同者データベースの見直しについて

桜井 邦彦

意見広告運動に賛同していただいた方がたのデータは、マイクロソフト Access でデータ管理しています。これまでのデータベースは、1件ごとの賛同についてすべての情報（賛同金の金額・振込日・振込番号・公表可／不可や賛同者の氏名・住所・「E」など）

を1レコード（データベースを構成する1件ごとのデータ）に入力し、1つのテーブル（複数のレコードからなるデータのかたまり）で管理していました。このデータベースは賛同金と賛同者情報の管理が主であり、これまでの方法はシンプルなデータ構造であるメリットの反面、過去に賛同した人でも新たな賛同のたびに氏名・住所などの入力を行っていたため、①入力の手間が増える、②入力の間違いが発生しやすい、③データの容量が増える、などのデメリットがありました。

前回（第1期～第6期）までの意見広告に賛同していただいた総件数は、3万9000件以上になっています。意見広告運動の継続とともに増大するデータの効率的な管理のために、今回、データベースの見直しを行いました。見直しの要点は、賛同者のデータを「名簿マスター・テーブル」と「賛同金テーブル」に分け、それらを名簿マスターID番号によって結合した（リレーショナル）構造にすることです。これにより、上記のデメリットの改善が図れました。しかし、賛同金の入力ごとに名簿マスターに登録済みの賛同者かどうかを検索する必要があります。また、コンピュータ上で検索した結果が賛同者本人であるかどうかの最終的な判断は事務局の人の目で行なうため、同じ賛同者の重複入力がまだ完全には避けられていません（新聞紙面への名前掲載には

支障はありませんが、賛同者への通知などが複数送付されないようにするために重複をなくしていくことが必要です）。

今後のデータベースの改善点としては、

*名簿検索方法の改善

—— 検索時間の短縮、

重複の低減

*入力ミスの低減 ——

入力ルールの徹底、

照合方法の改善

*Eメールやウェブの活用

などが必要と考えています。賛同金振込時に「名簿マスターID」を記入していただくことにより名簿検索方法の改善や入力ミスの低減につながりますので、「名簿マスターID」の活用方法を検討していきたいと思えます。また、賛同者の皆さんにいろいろな機会にお送りする通知などの「宛先ラベル」に間違いを見つけられた際には事務局へ連絡をくださるようお願いいたします。郵便振込票への氏名・住所等の記載を楷書で書いてくださるよう、あわせてお願いします。なお個人情報は厳重に管理しており、市民意見広告運動からのお知らせの発送以外に使用することはありません。

（きたはら・ひろこ、市民意見広告運動事務局長／さくらい・くにひこ、市民意見広告運動事務局）

第7期の賛同者の状況（5月2日現在）	
・総賛同件数（のべ賛同件数）	10,211（件）
・総賛同者数	8,848
（公表可：7,898／匿名希望（連絡なしを含む）：950）	
（第6期までに賛同したことがある賛同者：6,774／第7期で新規の賛同者：2,074）	

市民意見広告運動&市民の意見30
の会・東京 3月の講演会から

格差・貧困・戦争と憲法

3月23日(日)、東京・九段下の東京しごとセンターで、「格差・貧困・戦争と憲法」と題する講演会が開かれた。主催は市民意見広告運動と市民の意見30の会・東京。会場はほぼ満員の盛況で、講演者の著書や9条せんべい、戦争ホーキ(蕎麦)などが売られ、憲法9条キルトが展示されるなど、和やかな雰囲気だった。講演の一部を要約して紹介する。

●「民営化された戦争」を体験して

——堤 未果さんの講演から

「9・11直後、どのチャンネルも貿易センタービル崩壊の映像を繰り返し、大統領は敵を名指しして、『次のテロをやられる前にやり返す』と宣言した。人びとはスーパーマーケットに殺到して、2挺めの銃を買った。メディアがこぞって恐怖と不安をまきちらす中で、多様な価値観を誇っていたはずの米国民にとって、唯一安心できる言葉が愛国心ということになった」。

「国民がパニックになっていっている間に、ブッシュ政権が進めたのは、①社会保障の削減、②個人情報一元化、③あらゆる政府サービスの民営化だ。その結果、暮らしの安全施策が無視され、台風カトリーナの襲来で

大きな被害が出た。教育政策にも競争原理が導入され、学力テストなどが奨励され、全米の高校生の成績が届け出される。これと両親に関する情報を重ね合わせ、軍のリクルーターが生徒の携帯に直接電話して志願を勧誘する。親が離婚していたり、親のどちらかが刑務所に入っていたりアル中だったりする低収入家庭の、成績がよくない生徒が狙われる。こうしたやり方は、いわば「裏口の徴兵制度」といえる」。

「恵まれない家庭の子どもにとって、初めて自分の将来について親身になって相談に乗ってくれるリクルーターの言葉は頼もしく聞こえる。「入隊すれば、あとで大学に行ける、君の夢がかなう」「イラクで戦死する確率はごく僅かだ」「困っている国を助けに行く、チャリティみたいなものだ」。母親に対しては、『この子はすばらしい』と褒めちぎり、志望の大学を見せに連れて行った。多くの低所得層にとって、情報源はテレビニューズか教会だが、テレビはマードック財閥に支配されてい



るから、戦闘場面や壊れた建物などはほとんど映らない。米兵はキャンディを配っている。戦争の現実など想像もつかない」。

「アフガンやイラクに行かされ、運よく帰国できた兵士たちは、軍が約束していたはずの「特典」から様ざまな費用が差し引かれ、念願の大学を卒業するには足りないことに気がつく。戦場でけがをしたり、精神的障害を受けたりした元兵士には保険があるが、軍の病院予算削減の影響で、治療を受けるには延えんと待たされる。社会保険予算も削減され、生活相談にのってくれるカウンセラーもいない。こうした実情を、イラク戦争から帰った元兵士のグループや兵士の母親の会が広く訴え、ようやく最近では入隊を志願する若者は少なくなつた」。

「しかし今のアメリカでは、健康保険制度の不備からちよつと病氣しただけで医療破産に追い込まれるなど、誰でもワーキングプアに落とされる可能性がある。やつと就職したら派遣先はイラクで、軍の下請けとして危険な作業や軍事行動を強いられる。今行なわれているのは、安い労働力に基づく「民営化された」戦争なのだ」。

「今、国際社会で日本の憲法9条は高く評価されている。イラクからの帰還兵の間では、9条は憧れの的だ。私たちは諦めずに平和の種をまき、私たちの子どもたちの時代にその花が開くのを見たいと思う」。

(つつみ・みか、作家)

加速する死刑執行の意味 するもの

4月11日 深田卓さん
を囲む読者懇談会から

昨日（4月10日）4人の死刑が執行されました。青天の霹靂です。実はそのうち2人が東京拘置所です。このうち1人の秋永（旧姓岡下）香さんが自分の体を献体するということを防衛医大と契約していたので、遺体を東京拘置所から山谷労働者福祉会館へ運んで、そこでお別れ会をし、深夜に遺体を防衛医大に運ぶことになっていきます。拘置所としては遺体をなるべく返したくないらしく、執行されたあとの死刑囚の遺体を取り返したというケースは多くありません。首の索条痕（さくじょうこん）を見せたくないというのもあると思うのです。私は出版の仕事をしていて、1986年に『インパクション』誌で「死刑囚は訴える」という特集をしたことがあります。そこから死刑の問題にかかわり始めました。死刑囚とかかわって愕然としたのは、1つには死刑囚たちが皆普通の人たちだということ。また死刑囚の中には冤罪を負っている人がすごく多い。例えば大阪拘置所にいるある死刑囚は4件の殺人罪で死刑確定の判決が出ました。しかし2件は自分が殺したが、

あと2件は押し付けられたものだと言っています。コソ泥のつもりが強盗殺人になってしまふという部分冤罪。そういう判決文に対する違和感を皆ものすごく持つていて、部分冤罪が明らかにされていたら死刑判決は出なかつただろうと思つていて、死刑囚が多い。結局、事実関係を明確に主張できなかったり、人間的に比較的弱い人たちが死刑囚になつていて、ケースが多いわけです。死刑廃止運動の根幹にかかわることですが、人間は変わり得る者なんです。どんな悪いことをやつても人は変わつていく。

今の確定死刑囚は104人いますが、一審無罪で死刑囚の人が2人。一審無期懲役の人が今日現在で10人います。104人の死刑囚のうち1割が裁判官によつては死刑を選択してないということなんですよね。控訴を取り下げて死刑になつた人が12人。上告を取り下げた人、しなかつた人が4人。昔は取り下げの数が年に1人か2人だったのが、最近増えてきました。なぜこんなことが起きるのかというと、もう生きていたくないという気分させられるというのがあるからです。まずマスコミが「極悪人」のように書くわけじゃないですか。拘置所に長くいる人とは連絡が取れるのだけど、自分から取り下げた人というのは外部との連絡を全部遮断するし、手紙を出しても受け取らない。救いようがないわけなんです。知的障がいのある人が1

人います。それから重度の精神疾患にかつてているのが4人。犯行時少年だったのが2人。外国人死刑囚が5人。外国人死刑囚は裁判の過程できちんと通訳されていない人がすごく多いんです。

104人いる中で、執行される人は順番がはっきりわかります。さかのぼつて執行される人は恩赦請求や再審請求が切れた時点でやられたりする。支援者のいる死刑囚はさまざまな手をうつので比較的長く生き残ります。しかし支援者のいない死刑囚、つまり何にもできない人が執行されていく。

死刑囚を、死なないように生かしたまま閉じ込めて、生きる希望を全部失くして死なせていくというのが今の死刑制度です。私たちが最初に引き取つた死刑囚はガリガリに痩せ、座つたままだったのでお尻にタコが出来て、本当に無残な遺体でした。国家が人間の命をモノのように管理するのだということが、如実に現われています。（ふかだ・たく、死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90）

（文責・編集部）



「9条世界会議」に全国で3万人以上が参加!

西田 和子

本誌前号で既報のように、「市民の意見30の会・東京」と「市民意見広告運動」が賛同した「9条世界会議」が5月4日から3日間、千葉の幕張メッセほか各地で開催されました。4日の幕張メッセには、1万5000人が参加しましたが、3000人が会場に入りきれない事態となったため、当日券の販売をストップし、入れない人たちを近くの公園に誘導しました。そこへ基調講演を終えたマイレッド・マグワイアさんとコーラ・ワイスさんが駆けつけ演説しました。

北アイルランドで家族を亡くし、非暴力による紛争解決を訴えてノー

ベル平和賞を受賞したマグワイアさんは、9条を変えようとする動きに憂慮を示し、「9条を持つ日本は世界全体のモデルにな

る。世界は、日本が平和憲法を保ち、それを世界に広める国でいて欲しいと望んでいる」と訴えました。また、ベトナム反戦運動以来のアメリカの平和運動のリーダーで、20世紀最大の国際平和会議「ハーグ国際会議」を成功させたコーラ・ワイスさん（ノーベル平和賞受賞団体の国際平和ビュロー元会長）は、「9条は世界から支持されている。日本はひとりぼっちではない。世界が皆さんを支持している」と演説すると、参加者が「We shall overcome」を大合唱する一幕も。

メイン会場では、主催者共同代表の池田香代子さん、吉岡達也さんの挨拶に続き、日本国憲法の起草に参加したベアテ・シロタ・ゴードンさんが「自分の国(米国)よりいい憲法は、押しつけとは言わない」と日本語で発言すると、会場に大きな拍手が沸き起こりました。海外からの多彩なゲスト、弁護士と市民によるベートーベンの第九の大合唱、加藤登紀子さん、UAさんらのライブが続き、今年2月に広島を出発し、61日間、会場まで歩き続けてきた9条ピースウォークの人びとが会場に到着すると盛大な拍手に包まれました。

2日目の分科会にも6500人が参加し、同日も当日券完売のため500人が入場できませんでした。30以上の多彩なシンポジウムやパネル討論、様々な自主企画、映画やライブ、ブース展示などは、どこも入りきれない人が続出し立見が出る盛況ぶり。この「9条世界会議」が掲げた「戦争と軍隊の廃絶」

という本質的なテーマについて活発な討論がなされました。

6日のまとめの総会には3000人が参加し、「9条を人類の共有財産として、武力によらない平和を地球規模で呼びかける」という「9条世界宣言」を採択しました。幕張メッセだけでも「ハーグ国際会議」の2倍以上の延べ2万2000人以上が来場し、5日の広島は11000人、6日の大阪は8000人、仙台も2500人と、各地で計3万人以上が参加する歴史的な大成功をおさめました。

また、「世界会議」は国内主要紙、海外メディアなどに取り上げられ、複数のテレビ局の全国ネットでも特番の放送が予定されています。広島の場合主催者によれば、新聞を見たという問い合わせが相次ぎ、当日券もたくさん売れたそうです。これは、5月3日の『読売』全国版、『東京』、『西日本』3紙に掲載された意見広告「武力で平和はつくれない」で会議を紹介したことの効果ではないかと思われます。

しかし、会場に入りきれない人が出たことなど、数かずの不手際があり、反省すべき点も多々あります。ご迷惑をおかけした皆様にご心よりお詫び申し上げます。入場できなかった方には、夜9時まで払い戻しをさせていただきますました。「9条世界会議」を成功させるための皆様の厚いご支援に深く感謝します。(にしだ・かずこ、9条世界会議実行委員・本誌編集委員) *写真撮影 野津功 市民意見広告運動事務局



寛容のデザイン

欧州東西の壁が崩れた直後のベルリンに行ったことがある。1990年の1月で、検問所チェックポイント・チャリーはまだ健在、一定金額の西ドイツマルクを強制的に東側通貨に換金させられた。ついこのあいだ、以来、4度目となるベルリン訪問をした。写真家・荒木経惟さんの写真展が開かれたからだ。ドイツは、近代日本におけるグラフィックデザインの手本であり、書店の充実をふくめて、参考になることが多く、折りあるとベルリンに立ち寄る。《ピロド革命》後のベルリンは、首都として再構築されつつある。市街のあちこちで大規模な再開発がおこなわれ、新たな美術館のオープンもあり、訪れるたびに目を見張る。どう変わっているのか、これも、ベルリンを訪れたくなる理由だ。

ベルリンでは、写真家の古屋誠一さんに会った。古屋さんは、現在はオーストリアのグラーツ在住だが、ベルリンに壁があったころは、しごとで東ベルリンに居住しており、ひんぱんに検問所を往還していた。彼の話では、現在ベルリンには400から500の美術館やギャラリーがあり、それら発表の場を目指してぞくぞくとアーティストが集結中だそうだ。ベルリンは、欧州の他の大都市に比べて家賃がかなり安

く、そのせいでギャラリーの数も多い。だがその家賃の安さも、《西側》の基準であって、従来から住みづづけている《東側》のひとつには、耐えられない値段になりつつある。緩慢ではあるが、《東側》だった人間がベルリンから脱出せざるをえなくなっている……。

古屋さんのうしろについて、フリードリッヒ大通りを歩く。「この辺はなんにもなかったなあ」「あ、これは作り替えた」「この階上はまだロシア関係の建物のままだ」と、古屋さんの説明が、風につて耳に届く。「ここに壁があった」。古屋さんの目には、20年以上前の分断された荒野が見えていると感じられた。

一部があえて観光用に残存させられているものの、また地図で確かめることはできるが、もはや観光客にとって、壁は消失している。それでも、ベルリン国立歌劇場の座席に身を沈めながら、この華麗な劇場も1989年までは東側に属していたのかと気づき、奇妙な感じがする。しかし、住民にとつてはどうなのだろう。《どちら側》の住民だったか、との意識はまったく消えたのか。いわば記憶の壁はなくなったののだろうか。

「戦火が収まりきらない東チモールに派遣さ

れた国連平和維持軍を統括し、シエラレオネでは国連平和維持活動の武装解除部長として何万人もの武装勢力と対峙した。アフガニスタンでも日本政府の代表として同じく武装解除に取り組んだ経験がある」(『武装解除 紛争屋が見た世界』講談社現代新書、2004年)。自らのキャリアをこう記す伊勢崎賢治さんは、世界各地の紛争を平和的に沈静化させてきた、日本で数少ないプロフェッショナルだ。彼は同書で、「戦後復興における民主主義構築において、最大の難関は過去の遺恨への寛容の形成である」と書く。いささか大ざっぱに言い換えるならば、利害が複雑に入り組んだ地域で武装解除をするには「あなたの過去の罪は問わないから、とにかく武器を捨てろ」と言わざるをえないわけだろう。そこそが「民主主義構築」への第一歩なのだ。だが伊勢崎さんは、平和のためとは言いながら、ひとつとは《彼》の過去の罪をほんとうに忘れられるのか、と問うのだ。じつさいに、両親を殺された子どもと、その両親を殺した少年兵士が、学校で机を並べることもあるのだと言う。

《どちら側》の住民だったかとの意識は、長く残るのではないか。ならばなおさら「遺恨への寛容」は越えがたいハードルに思える。しかし、だからこそ寛容のデザインが必要なの時代なのだろう。すっかり《非寛容》の雰囲気染まってしまった日常のなかで、そう感じる。(すずき・ひとし、グラフィックデザイナー、題字デザインも筆者)

堤 未果著

『貧困大国 アメリカ』（岩波書店）ほか

道場 親信

世界中に軍事基地を保有し、常時十幾つもの国に軍を駐留させている戦争国家アメリカ。この国の軍事を支えるのがほかならぬ「貧困」であることを教えてくれたのが、堤未果『貧困大国 アメリカ』（岩波新書、2008年）である。「ネオリベリズム」先進国であるアメリカ合州国では、その貧困を原動力として戦争体制を支えている。

進行する深刻な貧困化は、「自然史」的過程ではない。資源配分に関わる政策によって作り出された「人災」である。堤は2005年8月のハリケーン・カトリナの被害が、災害対策費を削減し、復興事業を民営化することによって危機対応能力を喪失した政府による「人災」であることを明らかにしている。同様に、教育費と医療費の高騰が、人びとを借金地獄に陥れる現実もまた、政策の選択によって作り出されたものだ。再配分機能の大きな国においては、1度や2度の事故や病气、失敗に対してもコストの負担は小さくて済む。だが公的医療保険制度のないこの国では、ちよつとした病气が貧困への入り口となってしまう（現在国内には無保険者が4700万人もい

るという）。

こうした状況の中、アメリカの青年たちは学費免除と医療保険への期待から軍に志願する。堤が明らかにするところによれば、現ブッシュ政権になってから導入された「落ちこぼれゼロ法」によって、軍に生徒たちの個人情報を提供した学校に補助金が行りる仕組みが作られた。軍は生徒たちの携帯電話に直接アクセスし、軍に入れば夢が実現できるとささやきかけるといふ。また、高校在学中から希望者に軍事訓練を施すJROTCというプログラムも存在している。こうして教育が軍事化され、軍へのリクルートシステムへと転化する。堤が取材したあるNGOスタッフは次のように述べた。「もはや徴兵制など必要ないのです。（中略）政府は格差を拡大する政策を次々に打ち出すだけでいいのです。経済的に追い詰められた国民は、黙っていてもイデオロギーのためではなく生活苦から戦争に行ってくれますから」（177頁）

軍ばかりではない。民間軍事会社もまた、貧困層にターゲットを絞って戦地での勤務をもちかける。だが、軍務にしても軍事会

社の勤務にしても、約束された条件はしばしば反故にされるばかりでなく、帰還後のPTSD（心的外傷後ストレス障害）や劣化ウラン弾などによる汚染に見舞われ、「タダ」と言われた病院は6カ月先まで予約がいっぱいで利用できない、という有様。まさに「国家レベルでの貧困ビジネスと、それを回してゆくために社会の底辺に落とされた人間が大量に消費されるという恐ろしい仕組み」が存在しているのだ（204頁）。堤はもちろん、この悲惨な状況を書き記すだけでなく、高校生たちによるJROTC反対運動や「落ちこぼれゼロ法」反対サイトなど、抵抗する老若男女の多様な活動を紹介している。この点について、薄井雅子『戦争熱症候群』（新日本出版社、2008年）では、エレン・ワタダ中尉の軍務拒否や「派兵増に抵抗する平和旅団」などの活動を、田城明『戦争格差社会アメリカ』（岩波書店、2007年）では、退役軍人たちの多様な反戦運動について、詳しく述べている。

貧困と戦争に染められたアメリカ社会のただ中で、これと闘う勇氣ある人びとのことばや行動の「まっとうさ」に強い感銘を受ける。アメリカ社会を知るとともに、そこで闘う人びとを知ると、そのために良いレポートが続くと現われてきたことを嬉しく思う。

（みちば・ちかのぶ、本誌編集委員）

映画紹介 「花はどこへいった」

本野 義雄



製作・監督・撮影・編集 坂田雅子／製作・配給 シグロ／ドキュメンタリー、71分／上映予定 神保町岩波ホール（6月14日～7月4日限定）大阪第七芸術劇場・京都シネマ・神戸アートビレッジセンターほか、全国で今夏順次公開

ベトナム戦争初期の1961年以降、米政府はジャングルにひそむいわゆる「ベトコン」勢力や北ベトナム軍の補給路を断つために、山岳・森林地帯を中心に大量の枯葉剤を散布した。猛毒ダイオキシンを含むこれらの化学剤の散布量は、1966～69年を頂点として7695万キロリットルに達したという（注）。

坂田雅子は、肝臓がんで亡くなったフォート・ジャーナリストの夫の病因がベトナム戦争時に浴びた枯葉剤ではないかとの疑いを抱き、ベトナムを訪れるようになる。そ

こで出会ったのは、戦後30年を経てもなお様ざまな障害や病気に苦しむ枯葉剤犠牲者たちだった。恐ろしいことに、ダイオキシンの毒性は第3世代にまで及び、今世紀になってもなお奇形の被害児が生まれているのである。

いうまでもなく、こうした被害者の姿を見るのは、誰にとつてもつらいことだ。通常の私たちは、あまりに苛酷な現実から目をそむけ、その存在を忘れることによって精神の均衡を保とうとする。彼らを直視すれば、「健常」であることの罪深さ、「なぜ自分ではなく彼（彼女）が？」という問いを意識せざるを得ないからだ。

だが、目をそむけてばかりはいられない。WHO（世界保健機関）によれば、枯葉剤に起因する病気に苦しむベトナム人は480万人にのぼる。100万人が高度の汚染を蒙り、うち70万人が障害児、そのうち15万人は知的発達の遅れや視聴覚障害があり、41%以上が自立した日常生活ができないという。坂田のカメラは、南のメコンデルタ地帯からホーチミン市の病院、北緯17度線近くの元激戦地、北のハイフォン、ハノイまで、各地で苦闘する被害者とその家族の生活を追う。カメラの前でもごく自然に、淡々とふるまう障害児（者）たちは多くの場合、肉親の愛情に包まれ支えられて、貧しくつましく暮らしているようだった。その表情は明るいとまでは言えないが、決

して暗くはない。ある障害児の母親の言葉が胸に残った。「誰のせいとも言えません。戦争なのですから」。彼らが望むのは、日々の介護をほんの少し楽にしてくれる、僅かばかりの財政援助だと坂田は言う。

今年2月、ニューヨークの連邦高裁は、ベトナム枯葉剤被害者の会が起こした訴訟を、次のような理由で再却下した。

①枯葉剤は米国の兵士を守るためのものであり、そこに住む人びとに害を加えることを目的にしたものではないので、戦争犯罪ではない。

②主権国家である米国は罪を問われない。化学薬品会社は国家の命令に従っただけなので、罪に問われない（後略）。

③300万人のダイオキシンの汚染による被害者と枯葉剤散布の因果関係は証明されていない。

これが、国家犯罪の当事者を弁護する者の論理である。同じ論理に従って彼らはイラクで劣化ウラン弾を撒きちらし、クラスター兵器を大量生産して輸出する。倫理的歯止めのないところでは、核兵器の使用さえ戦術上の選択肢の一つでしかないだろう。この映画がホワイトハウスやキャピトル・ヒルで上映されるのは、いつの日のことか（もとの・よしお、本誌編集委員）

（*注 ミー・ドアン・タカサキ（明治学院大学訪問研究員）「ベトナムの枯葉剤／ダイオキシン問題」による）

事務局だより

—ある会員の遺言のことなど—

吉川勇一

■4月後半の事務局は、意見広告運動の締め切りで大変でした。毎年のことですが、締め切り間に送金がどっと集中し、整理するのに、意見広告運動事務局スタッフの皆さんが連日、パソコンに向かって大わらわでした。5月3日の掲載日、相変わらず「死ね!」というような罵詈雑言の電話もありましたし、「売国者どもめ、地獄に落ちろ」というメールも来ましたが、大部分はとてつもない反応でした。

■意見広告事務局にきたメールは、すべて、同会のホームページの「事務局便り」欄 (<http://www.wikenkoukoku.jp/>) に公開されています。別掲の意見広告運動の報告の中でもいくつか紹介されています。

■4月6日の日曜日、防衛省を人間の鎖で取り囲む抗議行動がありました。沖縄平和市民連絡会、辺野古への基地建設を許さない実行委など3団体が呼びかけた「基地をけとばせ! ストップ! 米軍再編 4・6 防衛省『人間の鎖』行動です。市民の意見30の会・東京と市民意見広告運動の事務局、ボランティア・スタッフ10人ほどが、それぞれ、黄色と紺色の会ののほりをもって参加しました。これだけまとまってス

タッフが街頭行動に参加するのは久しぶりのことでした(左の写真は木暮晴子撮影)。

■550人ほどが参加し、午後3時から3回、手をつないで防衛省を完全に囲んで抗議の意思を表明し、各団体からの抗議文や要請文を読み上げ、省の係官に手交しました。抗議文や要請書の内容は、まことに当然の主張でしたが、ただ、「沖繩にあるすべての軍事基地を撤去すること」などの項目はありましたが、日米安保条約について言及したものが1つもなかったように思えたのが、私には気にかかりました。

■憲法記念日をはさんで幕張で行なわれた「9条世界会議」は予想を超える参加者があり、あふれて参加できない人もたくさん出ました。この運動との窓口を担当した事務局のNさんは、前売り券をさばくなどの活動に東奔西走、大変な努力でした。このイベントの成果をどう生かしてゆくか、これからの議論が大事かと思っています。

■会の振替口座に、ある会員の方から、

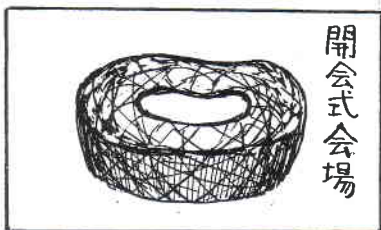
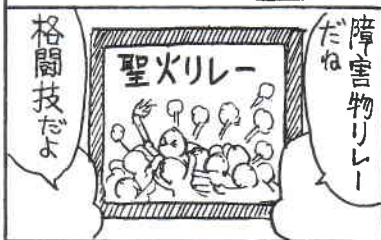


100万円のカンパが払い込まれ、驚きました。通信欄には「会費支払いが困難な方への援助にお使い下さい」とありました。前号の本欄でふれた「グリーン会員」制度への支援送金でした。でも、あまりにも額が大きいので、お礼とともに運動関連の書籍をお送りしたところ、ある日、娘さんから電話があり、このカンパが、先月亡くなられた会員の遺言によるものだとのお知らせを受け、またまた驚きました。

■一昨日、冷たい雨の降る日、白い花のアレンジメントを持って、お宅を訪ねました。無宗教ということ、お線香立てはなく飾ってあったお写真の前にそれを供え、短い間でしたが、ご遺族のお連れあいと娘さんからお話を伺いました。亡くなられた会員の方はまだ57歳という若さでしたが、何年かの療養の後、内臓ガンで逝去されたのでした。表立つことが好きではなかったようですが、お元気の時は、地域で弱者支援のボランティア活動などに熱心に活動されていたそうです。ご家族の方の了承も得ましたので、その方のお名前を記し、ご冥福をお祈りします。川崎市の吉田恵子さんです。遺言を実行して下さったご遺族にも深くお礼を申し上げます。

■事務局スタッフは依然、人手不足です。ご来所をお待ちしています。パソコンの入力のできる方、鶴首しています。[5・12記] (よしかわ・ゆういち、事務局)

ふしぎの国のありが (13) by まつだたこ



2008.4.13.8:30PM*

Information

【札幌】

☆7月5日(土) チャレンジ・ザG8市民ピースウォーク集会とデモ
13:00~15:00、デモ:15:00~ 場所:札幌市大通り公園西8丁目
広場 主催:チャレンジ・ザG8市民ピースウォーク7・5実行委員会(電
話:011・261・6883、ピース・カフェ)

【東京】

☆6月14日(土) 恒久派兵法を許さない6.14集会—イラク派兵違憲判
決を受けて— 18:00~「特措法派兵の虚構と現実(仮)」(川口創・自
衛隊イラク派兵差止訴訟弁護団事務局長)「恒久派兵法と米軍再編・国連
(仮)」(島川雅史・立教女学院短大教員) 場所:文京区民センター・2A(地
下鉄・春日駅、後楽園駅すぐ) 会場費:700円 主催:新しい反安保行動
をつくる実行委員会(千代田区三崎町3-1-18 近江ビル4F 市民のひ
ろば気付 電話・FAX:03・5275・5989)

☆6月28日(土) G8を問うシンポジウム 午後:都内各所で分科会(軍
事、ジェンダー、自由貿易、貧困、労働、農業、環境など) 18:00~
文京区民センター3A会議室で全体会(スーザン・ジョージ講演「G8サ
ミットの何が問題なのか?」、分科会の報告、北海道でのイベント紹介な
ど) ●6月29日(日) 新宿をデモ行進 柏木公園(JR新宿駅西口から
5分、予定)に14:00/集合、14:30/出発 連絡先・代表メー
ルアドレス:g8tokyo@gmail.com ピープルズ・プラン研究所(電話:
03-6424-5748 FAX:03-6424-5749)、ATTAC Japan〔首都圏〕(電
話:03-3813-6492 FAX:03-5684-5870)

☆6月28日(土) 日本ペンクラブ女性作家委員会シンポジウム「女性
と戦争IV—沖縄集団自決訴訟とNHK番組改変訴訟」14:00~16:00
パネリスト:宮城晴美、西野瑠美子、林博史ほか 場所:明治学院大学白
金校舎1255教室 無料 連絡先:日本ペンクラブ事務局(電話:03・
5614・5391)

【名古屋】

☆6月7日(土) G8を考える連続学習会 ◆第1回 G8は平和に貢
献するか 講師:越田清和(G8サミット市民フォーラム北海道事務局
長) 18:30~20:30 会場:名古屋市女性会館・視聴覚室(電
話:052・331・5288) 参加費:800円 主催:不戦へのネッ
トワーク(電話:052・731・7517、FAX:052・875・
5130) ※この連続学習会は第2回(6・8)、第3回(6・14)、第

4回(6・28)と続きます。詳細はウェブサイト(<http://g8dayo.fruitblog.net/>)で確認して下さい。

【福岡】

☆6月29日(日) シンポジウム:誰が世界を作るのか?—G8サミットとわたしたち— 14:00~16:00
場所:カテドラル大名町カトリック教会(西鉄グランドホテル前) 参加費:500円 シンポジウムのテーマ=1.環
境 2.貧困 3.軍事 4.農業 5.ホームレス 6.労働 7.まとめ:コメンテーター・畑山敏夫さん(佐賀
大学経済学部教授) 主催:G8サミットを問う連絡会・福岡(092・651・4816) ※集会後、デモ行
進(16:00~)

【沖縄】

☆5月17日(土)~6月29日(日)「無言館」沖縄展(情熱と戦争の狭間で—無言館・沖縄・画家たちの表現)
沖縄タイムス社創刊60周年企画 場所:県立博物館・美術館(那覇市おもろまち) 主催:文化の杜共同企業体、
県立博物館・美術館 共催:沖縄タイムス社 特別協力:無言館 入場料:一般1000円、高校生・大学生800
円、小・中学生500円 問い合わせ先:文化の杜共同企業体(電話:098・941・8200) ※開催期間中、
月曜は休館、ただし6月23日「慰霊の日」は開館、翌日休館

◆4・17名古屋高裁イラク派兵違憲判決を受けて、「自衛隊イラク派兵差止訴訟の会」(事務局・名古屋)が全
国各地で「違憲判決出前講座」を開くことを呼びかけています。講師は弁護団からの派遣が原則で、交通費・会
場費のみ主催者で負担してほしいそうです。すでに全国各地100カ所以上の開催が決まっています。※問い合
わせ・連絡先は「自衛隊イラク派兵差止訴訟の会・事務局」(TEL:052-781-0165 FAX:052-781-4334 e-mail:
info@haheisashidome.jp)

◆本野義雄さんの「私の戦争体験」に共感

東京都世田谷区 本多勝一
『市民の意見』107号の貴兄の「私の戦争体験」は実におもしろく、かつ共感しました（それにしてもヤケヒバシはひどすぎるとよ）。朝鮮戦争も同感。ただあのころは、マスコミ統制下でニュースがまるで伝わってこなかった。

◆私の最近の活動

京都府京都市 銅銀正美
昨年夏に生まれた「反戦老人クラブ・京都」は、参加者名簿は30名となりましたが、毎回の会合は10名の貧しい集まりです。阪神淡路大震災当時発足したボランティアグループが、その後「バリアフリー・ネットワーク」となり、10年存続したものの解散(?)しました。ほく自身は73才の老人故、新たな通信『反戦老人クラブ・京都の通信』を担当したい。去年は『反戦朗読会の作品集パンフ』を100部作り、今年は『自伝史・私史を綴る戦後日本史パンフ』を募り、作成中です。非力ですが。

◆色川大吉氏の言葉で気づいたこと

愛知県新城市 丸山俊治

物事はつながっています。一つひとつの出来事をつなげて見る力をつけること。さやかでも継続することが、その力を強くすると、色川大吉氏の「継続すること、これこそが力」を読んで気づきました。
◎編集部注 色川さんの言葉は第7期意見広告運動のチラシに掲載されているものです。

◆色川氏の言葉は私の行動力の羅針盤

京都府福知山市 早川 守
福知山市大江町にて9条の会に参加しています。東京は遠いですが、意見の会にも賛同します。「続けることこそ力」。簡潔ですが、色川大吉さんのお言葉は私の行動力の羅針盤です。世界に通用する9条のために。

◆平和だから出来る……

神奈川県座間市 丸田康子
TVで楽しいお祭りやイベントを観ながら、夫とつくづく「平和だから出来るよね」と云っています。戦争を知らない若い人達には当たり前と、理解出来ないことでしょうか、もっと日常で当たり前のことも出来なくなるのです。戦争になると……。

◆桜の季節に思う

山形県山形市 三浦恵美子
山形も桜の季節となりました。思えば昭和の戦争中、軍国主義者たちは桜を利用し、若い人たちを死に追いやりました。桜に

とってはつらい悲しい時代だったと思います。今、孫たちが当時の青年の歳になり、憲法9条に守られ、幸せな日々をすごしております。憲法9条を絶対に守り、これからの若い人たちにも桜にも悲しい悲惨な思いをさせてはならないと思っております。桜の切手を同封します。お役に立てて下さいませ。

◆9条を守りぬかねば

岐阜県高山市 林 茂
会費を2年分送ります。あと2年生きてるかどうか、現在86歳（1922年生まれ）。9条を守りぬかねばとの思いのみです。

◆憲法9条の意味

北海道札幌市 都筑ムツミ
日本国憲法第2章にある「戦争の放棄」の第9条は絶対に変えてはならないと思っています。人類の最大の汚辱、第2次世界大戦で日本のおかした犯罪は、永久に忘れてはならないです。戦争・軍隊の放棄は全生物への償い、と思っております。

◆軍隊は国民の命を考えない

神奈川県川崎市 石丸 功
イージス艦が漁船に衝突した事件で、首相・防衛省がみせた醜悪な対応は、軍隊が国民の命・安全を全く考えていないことを如実に示しています。米国に追従する亡国政権を変える国民の意識改革が必要です。

◆元気に意思表示しよう！

東京都港区 阿部めぐみ

立川のビラ入れ有罪判決には、暗い気持ちになりました。でも3人ではなくて、3000人でビラをまいたら、簡単には取り締まれないわけで、もの言えぬ暗い時代にするかどうか、そのカギはやっぱり一人ひとりがついているのだと思います。だから、一人ひとりが元気に意思表示!!(ビラでも、プラカードでも、素手のサインでも!!)あきらめないでがんばりたいデスネ。

◆心おだやかならぬ毎日……

福岡県福岡市 大橋恵美子

後期高齢者などというレッテルをはられて心おだやかならぬ毎日。無言館へは福岡からでは参加は無理でしょうね?(77歳)

◆今は70年前に似ていて怖ろしい

茨城県水戸市 中村みよ

85歳の老女です。70年前の少女時代はちょうど今の政局に似ていた。真実は知らされず、「皇国を守る」の一言で、ただ言うがままにまじめに従わされた。日中戦争が始まり、衣食もがまんの日常生活をして現在があります。今その戦前の状態を思うと、孫、子の代が思いやられ、怖ろしい。

◆寝たきりでも闘える

東京都武蔵野市 柴崎成実

慢性疲労から職場で倒れ、はや半年。寝

たきりでも闘う方法はたくさんあることを、これから一つずつ証明していきます。

◆最近投票率が上がると……

千葉県松戸市 青木和子

選挙の投票率が上がれば、少しは世の中が良い方向に変わるのではないかと思っていたのですが、最近投票率が上がるとますます良くない結果が出てしまうのですね。一体、何に期待したらよいのでしょうか。……元気のモトが欲しいです！

◆事務局だよりに励まされました

福岡県北九州市 松本昭文

77歳になる、吉川さんの「事務局だよりに励まされました。先日「小田実さんの志をつないで」に出席して発言者たちの元気に鼓舞されて、またこの文章に。小生74歳ですが、北九州ベ平連で動いていました。

◆『市民の意見』は止められない

茨城県取手市 松浦和子

『市民の意見』は36頁の小冊子ですが、本1冊分くらい読み応えがありますね。止めるわけにはいきません。届いたらサーッと目をとおして、後でじっくり読みます。

◆『市民の意見』は希望の種

山形県山形市 斎藤たきち

『市民の意見』にいつも元気をいただいて

おります。声は出せませんが、『意見』がつづく限り、この国に希望の種があります。

◆『市民の意見』はすばらしい

愛媛県伊予郡砥部町 森本栄二

いつも『市民の意見』を送って下さいまして、ありがとうございます。すばらしい内容で、その努力に頭の下がる思いです。これからもがんばって下さい。

◆君が代を踏み絵にする文部科学省

長野県伊那市 平沢克久

NHKで小田実さんの闘病中の行動を2時間ほど放送しましたが、後半の1時間ほどしか観られませんで残念でした。文部科学省はコソクにも君が代を踏み絵に使いつあります。

◆住み良い社会を！

東京都小金井市 松崎千恵子

住み良い社会をつくる為に、共に頑張ります。よろう。

◆皆様に感謝

神奈川県川崎市 坂口莞子

反戦、平和、良い社会のために、骨を折って下さる皆様に心から感謝しております。おんぶしてしまつて、何もしていない自分を恥ずかしく思います。ごめんなさい……。

◆右傾化する日本人の心

愛知県知多市 坂野一三

4月19日、フリーの人たちが呼びかけた「チベットに自由を」のデモに500人、市民団体が呼びかけ私も参加する反戦デモには50〜70人。「対中国」なら500人、反戦なら50人。日本人の心は、はつきり右傾化しています。

【投稿】井上澄夫さんの「非武装の現実性」

(106号・107号)を読んで

大阪府吹田市 瀬川和子

侵略には非暴力直接行動で抵抗しようという提起について思うことを少し記します。政府は、日本が侵略される危険性について不安と恐怖をおりながら、自衛隊を強化しています。しかし現実には自衛隊が海外に行って戦争に参加しているという現状では、私は侵略している側にいるという思いの方が強いのです。

国内的には日の丸・君が代の問題とか、反戦ビラのこととか、いろんな面で市民に対する抑圧・弾圧が強まってきたなど、ここ何年間かを見て思います。私は障がいとつきあっているので、武器どころか、鉛筆を持つのがさえ重たいのですが、やはり非暴力で抵抗したい。それから不服従。絶対に服従しないという強い意思を持たないといけないなど、最近、強く思います。何ごとに対して、原則をもって、自分の信念を

貫き、日常的な抑圧・弾圧に抵抗したい。

やられたから一歩後退するのではなく、やられてもそのままじつと座って動かない。後退はしない。いろいろ抑圧されても、自分の気持ちの中でしつかり抵抗していかなくていけないと思います。私は弱い人間です。

ネット上では、ネット右翼とかがいて、左翼的な人がちよつと意見を言うのと、すぐに100個ぐらい攻撃のメールが返ってきて、それでいろんなコミュニティサイトで潰れていく。でも、そういう書き込みにはぜんぜん理論的なものがない。ただ感情を丸出しにしているだけなんです。感情だけで潰されたらいけない。そういう人たちに屈しないこと。負けないこと。それが戦争を予防するひとつの姿勢かなと思います。

【投稿】吉川勇一さんの「民衆を信ぜず、しかし民衆を信じる…」(103号)を読んで

03年入会 島 和子

大変遅ればせながら、103号の吉川論文「民衆を信ぜず、しかし民衆を信じる…」への感謝の気持ちをお伝えしたく、筆をとりました。私も秋田のT・Yさん、兵庫のM・Hさんと同感で、ともすれば気力・体力が落ち込みがちなのは、老齡(77歳)の故だけではないと自覚していたところでしたので——。ハワード・ジン氏の著書も早速読みました。

そして、「長い期間を基準にして」政治の動向や民衆の力を考えるということがご自身の継続した活動の中から得られた貴重な確信から生まれているのを私なりに理解できたような気がします。でもやはり目前の事象に「一喜(はなくて)一憂」するのが多いのですが——。吉川さんの文には、103号だけでなく、温かいはげましをいただくことが多く感謝しております。

◎編集部より 吉川勇一さんの最新評論集「民衆を信ぜず、民衆を信じる——「ペ平連」から「市民の意見30」へ」(第三書館)が、書評などで好評です。皆さん是非ご覧ください。

●無言館の「工事場だよりII」(2008年3月)から●

「無言館」第2展示館の工事も、昨年10月の着工から早や5カ月が経ちました。この冬、信州は例年よりも雪が多く、1日中降り続く事もたびたびでしたが、工事は順調に進んでおります。基礎や組まれた足場だけだった第2展示館も、建物の型枠ができ始め、ずいぶん立体的に見え始めました。日々少しずつかたちとなっていく様子に、想像や期待もより大きくなって広がっていきます。

◎館主クボシマより

工事現場の人に、この建物の施主さんはボクじゃありませんよ、戦争で亡くなった画学生たちと、そのご遺族たちですからね、と言ったら、初めよくわからない顔してたけど、少ししたらちょっと涙目で「ハイ」って言った。

◎3月半ばにソウル、3月後半から4月にかけてイスタンブールに行っていました。韓国は何度も行っているのですが、初めて非武装地帯と板門店のツアーに参加してました。板門店では会談場が「南北」にまたがって建っていて、「あちら」と「こちら」で軍事境界線があるわけですが、会談場の室内では「北」へも行けます。その棟の外は、こちらが砂利、あちらがコンクリ、その間には高さ数センチのブロックが両者を隔てるのみでしたが、これを越えるわけにはいきません。

◎イスタンブールは、「ヨーロッパ側」と「アジア側」という言い方をよくしており、ボスボラス海峡クルーズをしながら両方を眺めました。私たち人間は「東と西」「北と南」という風に分断しようとはしますが、本当は

立ち位置によって方角は相対的なものなのですね。

◎これまで事務局は電話とファックスが共用でしたが、ファックス専用機を入れました。電話番号はこれまでどおりですが、ファックス番号が03-3402-3218と変わりましたので、どうぞよろしくお願いします。

◎編集委員 天野恵一、有馬保彦(次号担当)、井上澄夫、北原博子、佐橋弥生、杉内蘭子、高橋武智、西田和子、古澤宣慶、細井明美、道場親信、本野義雄、諸橋泰樹(本号担当)、吉川勇一、吉田和雄

会計係より

◆カンパのうち100万円は、「事務局だより」にありますように、亡くなられた川崎市の方の遺言として、経済的に困難で会費支払いが苦しい方への援助としてお使い下さいと贈られたものです。巨額

のカンパですので、ひとまず「F-I基金」に繰り入れますが、グリーン会員(年会費1000円)への登録をご希望の方は、ぜひご遠慮なくお申し出ください。

◆意見広告運動は募金目標額を超えて、成功しましたが、同時期ですので本会計の方は今期は赤字も覚悟していただのですが、前記の大きなカンパを別としても、基本会計は7万円弱の黒字会計となりました。お礼申し上げます。

◆今年に入って新入会の方は11人です。しかし2年以上会費の支払いがなく打ち切った会員は21人、それに退会通知の方が18人、逝去の方が1人で、この4カ月で、会員は29人減少しています。毎回お願いしておりますが、ぜひ、お知り合いの方に本誌をお勧めください。ご連絡くだされば、見本誌をお送りいたします。(Y)

市民の意見 30の会・東京 2008年3月～4月会計

1. 収入	
一般会費	453,000
協力会費	148,000
敬老会費	200,000
障害者会費	5,500
(会費小計)	806,500
カンパ	1,149,200
ニュース販売	800
バッジ等販売	300
集会入場料	5,000
預り金(*1)	1,000,000
立替金精算(*2)	22,296
収入計	2,984,096
2. 支出	
印刷費(*3)	392,250
コピー代	1,280
発送費(*4)	165,750
電話料	21,208
事務用品(*5)	48,838
編集費	3,890
会場費	4,000
交通費(*6)	77,100
事務所費	110,000
光熱費	14,689
送金手数料	1,155
賛同費(*7)	6,326
雑費	3,529
仮出金(*8)	32,000
支出計	882,015
3. 収支(*9)	2,102,081
前期からの繰越	6,575,440
次期への繰越	8,677,521
残高の内訳	
会基本会計	4,752,285
条約基金	176,715
F/I基金(*10)	2,715,820
預り金	1,032,701
計	8,677,521

注 (*1) 市民意見広告運動からの預り金。
(*2) 光熱費と電話料の市民意見広告運動の分担金。(*3) うち市民の意見 No.107 が ¥238,794、No.106 増刷分が ¥64,326、発送用封筒が ¥89,130。(*4) うち市民の意見 No.106 発送費が ¥146,640。(*5) うち市民意見広告送付用が ¥41,400。(*6) うち事務局 1 月交通実費 ¥29,180、同 2 月 ¥42,920。(*7) 第 7 期意見広告運動への賛同金。(*8) 9 条世界会議場プロジェクト費用として。(*9) 100 万以上の預り金を含んでいるので実際の黒字は ¥1,069,380。(*10) 基本会計から ¥1,000,000 を参入。